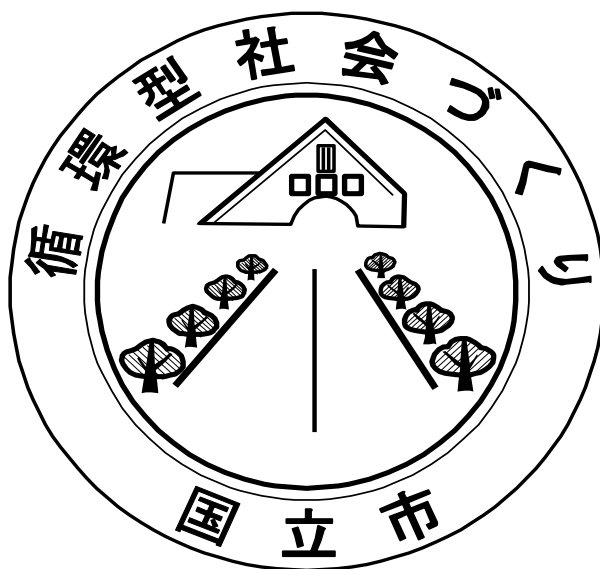


令和 6(2024)年度版(令和 5(2023)年度実績)

国立市のごみ収集

～ 事業概要 ～



国立市 生活環境部 ごみ減量課

～ 目 次 ～

I 総 説

1. 市の概要	1
(1) 市制施行	
(2) 位置・地勢	
(3) 人口と世帯	
2. 組織と事務分掌	1
(1) 組 織	
(2) 事務分掌	
(3) 職員数	
3. 施設と使用車両	3
(1) 施 設	
(2) ごみ減量課使用車両	
4. ごみ処理のあゆみ	4
5. 令和5年度清掃事業費	10
6. 清掃事業費決算額の推移	12
7. 令和5年度一般廃棄物処理計画	15

II ごみ収集事業

1. ごみ収集の現状	22
(1) ごみの出し方	
(2) ごみの分け方	
(3) ごみの出し方の注意	
(4) ごみ処理の流れ	
2. 令和5年度のごみ量	31
(1) ごみ収集世帯と人口等	
(2) ごみ量	
(3) ごみ量の年度別推移	
3. 粗大ごみ収集	33
(1) 粗大ごみ年度別推移	
(2) 粗大ごみ種別収集個数	

4. 犬猫等死体処理	33
Ⅲ ごみの組成分析	
1. ごみの組成分析	34
(1) 可燃ごみの組成分析	
(2) 不燃ごみの組成分析	
(3) プラスチック類の組成分析	
Ⅳ ごみ処理施設等	
1. 資源化と有害物処理	37
(1) 国立市環境センター	
(2) 国立市リサイクルセンター	
(3) 資源回収推進奨励金	
(4) リサイクル率（総資源化率）の推移	
2. 焼却・熱回収	43
(1) 多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）	
3. 埋め立て	44
(1) 東京たま広域資源循環組合（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場）	
Ⅴ し尿処理事業	
1. し尿の収集と処理	45
(1) し尿の収集	
(2) し尿の処理	
Ⅵ その他	
1. 家庭における生ごみ処理への助成	46
(1) 生ごみ堆肥化容器購入費助成	
(2) ミニ・キエーロ（生ごみ処理容器）	
2. 生ごみ堆肥化の取り組み	46
3. カラス対策	47
4. リサイクルインフォメーション	47
5. 啓発事業	47

(1) 施設見学会	
(2) 「第25回環境フェスタくにたち」について	
6. 美化推進	48
(1) 美化推進等収集	
(2) 市内一斉清掃（ごみゼロ運動）	
(3) クリーン多摩川（多摩川河川敷清掃活動）	
7. 不法投棄対策	48
8. 喫煙マナーアップキャンペーン	48
9. 市民参加	49
(1) 第13期国立市ごみ問題審議会	
(2) 第15期廃棄物減量等推進員	
(3) ごみ減量協力店制度	
(4) エコショップ制度	
10. 公衆便所及び市民トイレ	50
(1) 公衆便所	
(2) 市民トイレ	

I 総 説

1. 市の概要

(1) 市制施行

昭和 42(1967)年 1 月 1 日

(2) 位置・地勢

国立市は東京都の中央部にあって、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川を挟んで日野市と接しています。

東経 139 度 27 分、北緯 35 度 41 分、標高 74m(基点は市役所の位置)、土地は、地形上、北部の立川段丘から、南に向かって青柳段丘、水田地帯の 3 つに分けられます。

面積は 8.15km²、東西 2.3km、南北 3.7km となっています。

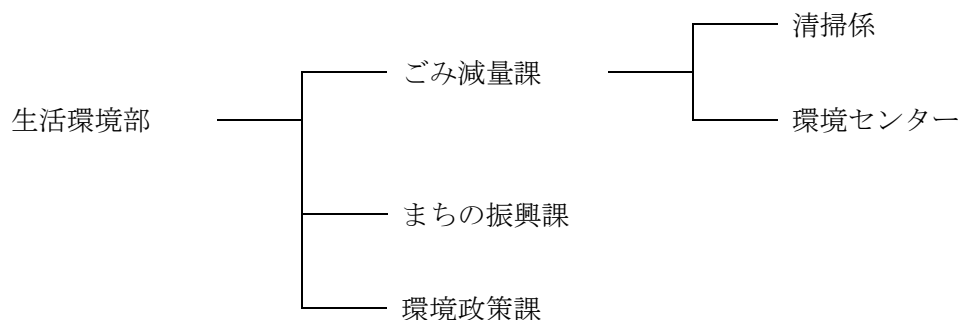
(3) 人口と世帯（令和 5 年 4 月 1 日現在）

人口：76,182 人(男：36,964 人、女：39,218 人)

世帯：39,258 世帯

2. 組織と事務分掌

(1) 組織（令和 5 年 4 月 1 日現在）



(2) 事務分掌（ごみ減量課）

＜清掃係＞

- ① 清掃事業の企画及び運営に関すること。
- ② 一般廃棄物の収集、運搬及び処理に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理業者の許可、指導及び監督に関すること。
- ④ 東京たま広域資源循環組合及び多摩川衛生組合に関すること。
- ⑤ 廃棄物処理手数料の徴収及び収納に関すること。
- ⑥ リサイクルセンターに関すること。
- ⑦ 美化推進に関すること。
- ⑧ 道路清掃に関すること。
- ⑨ し尿及び浄化槽に関すること。
- ⑩ 公衆便所に関すること。
- ⑪ 課内の庶務及び調整に関すること。

＜環境センター＞

- ① 環境センターに関すること。
- ② 清掃分室に関すること。
- ③ ごみの計量及び廃棄物処理手数料の収納に関すること。
- ④ 有価物の処分に関すること。
- ⑤ 広域処分場との連絡調整に関すること。
- ⑥ 下水道投入孔の維持管理に関すること。
- ⑦ 動物の死体処理に関すること。

(3) 職員数（令和5年4月1日現在）

	部長	課長	係長	所長	主査	主任	主事	再任用	会計 年度 職員	計
生活環境部	1									1
ごみ減量課		1								1
清掃係			1			3	2	1	8	15
環境センター				1		1		1	1	4
計	1	1	1	1	0	4	2	2	9	21

3. 施設と使用車両

(1) 施設

① 国立市環境センター(平成元年1月竣工)

不燃物の処理・プラスチック類の減容化等を行う中間処理施設であり、粗大ごみの受け入れも行っています。

敷地面積：5,157 m²

処理能力：30t/5h

※ 詳細は、p.37の(1)国立市環境センターに掲載。

② リサイクルセンター(平成5年3月竣工)

家具等を再生し、市民プラザ等で家具販売会を実施しています。

自転車については、再生したものを上記家具販売会のほか、自転車商組合(1店)に卸して販売しています。

また、家具や自転車をNPO法人くにたち富士見台人間環境ステーション「ゆーから」に卸して販売しています。

※ 詳細は、p.40の(2)国立市リサイクルセンターに掲載。

(2) ごみ減量課使用車両

軽バン	2台
軽ダンプ	1台
ショベルローダー	2台
フォークリフト	2台
計	7台

4. ごみ処理のあゆみ

(※法・条例の制定及び改定については、主要なものを掲載。)

昭和29年に「清掃法」制定。昭和30年以前は、各家庭でごみ処理。

【昭和30年代】

- 31年 ・ リヤカーでのごみ収集開始(畜産還元)
- 35年 ・ 「清掃条例」制定、清化園衛生組合内に焼却炉完成
- 37年 ・ 自動車でのごみ収集開始

【昭和40年代】

- 40年 ・ 不燃ごみ収集開始
- 42年 ・ 不燃ごみ収集委託化
- 45年 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
・ ごみ箱収集からステーション方式に変更
- 47年 ・ 「清掃条例」改正
- 49年 ・ 国立市清掃工場完成

【昭和50年代】

- 51年 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正
・ 東京都市廃棄物処分地管理組合が発足
- 55年 ・ 資源回収推進奨励金制度開始
・ 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が発足
・ 清掃分室完成
- 59年 ・ 可燃ごみ収集一部委託化

【昭和60年代】

- 62年 ・ 道路スィーパーでの道路清掃開始
- 63年 ・ 可燃ごみ収集全面委託

【平成】

- 元年 ・ 環境センター完成
- 2年 ・ 一部地域にてビン・カン分別収集を実験的に開始
・ 牛乳パックの回収開始
・ 資源回収奨励金単価改正
- 3年 ・ 「再生資源有効利用促進法」制定
・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正
- 4年 ・ 生ごみ堆肥化容器購入費の住民負担軽減措置開始(4月)
・ 資源物の分別回収を市内3分の1の地域で開始(8月)
・ 「国立市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」制定
- 5年 ・ リサイクルセンター完成
・ 「環境基本法」施行
・ リサイクルインフォメーション開始(1月)
・ 資源物の分別回収を市内全域で開始(6月)、ペットボトルの回収開始
- 6年 ・ 廃棄物減量等推進制度開始(1月)、清掃指導員を任命
・ 第1期国立市ごみ問題市民委員会答申(12月)

- 7 年
 - ・ フロンガスの回収開始
 - ・ レッドカード作戦を開始
 - ・ 「容器包装リサイクル法」制定
- 8 年
 - ・ 環境センターに発泡スチロール減容機を設置
- 9 年
 - ・ 収集体制の全面変更（可燃ごみ週 2 回、不燃ごみ・可燃系資源物・不燃系資源物週 1 回）
 - ・ 家庭し尿汲み取り有料化開始
 - ・ 「容器包装リサイクル法」本格施行（4 月）
 - ・ 第 2 期国立市ごみ問題市民委員会答申（6 月）
- 10 年
 - ・ 事業系ごみの全面有料化、粗大ごみの品目別有料化開始
 - ・ 「家電リサイクル法」制定
- 11 年
 - ・ 国立市清掃工場閉鎖（3 月）
 - ・ 多摩川衛生組合に加入（4 月）
- 12 年
 - ・ 第 3 期国立市ごみ問題市民委員会答申（3 月）
 - ・ 「容器包装リサイクル法」完全施行（4 月）
 - ・ 「循環型社会形成推進基本法」施行（6 月）
 - ・ 収集区分の一部変更（7 月）（白色トレイ、スプレー缶）
 - ・ 収集区分の一部変更（10 月）（プラスチック類（埋め立て廃止））
- 13 年
 - ・ 「資源有効利用促進法」施行（4 月）
 - ・ 「家電リサイクル法」施行
家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の小売業者等による引取りや製造業者等によるリサイクル開始
 - ・ 「グリーン購入法」施行（4 月）
 - ・ 「食品リサイクル法」施行（5 月）
- 14 年
 - ・ 第 4 期国立市ごみ問題市民委員会答申（3 月）
 - ・ 循環型社会形成のための施策や家庭ごみ有料化の検討市民説明会実施
 - ・ 三多摩は一つなり交流事業の実施
 - ・ 不法投棄防止のための巡回監視を開始
 - ・ 国立市清掃工場解体
 - ・ 清化園衛生組合施設解体
 - ・ 清化園衛生組合解散
 - ・ くにたち市民トイレ設置（4 月）
- 15 年
 - ・ 循環型社会形成のための施策や家庭ごみ有料化の検討市民説明会実施
 - ・ 粗大ごみ収集委託開始（4 月）
 - ・ せん定枝の資源化開始（7 月）
 - ・ 「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」施行（7 月）
 - ・ （仮称）国立市の良好な地域環境の確保に関する条例策定検討委員会発足（8 月）
 - ・ 「資源の有効な利用の促進に関する法律」改正
家庭系パソコンのメーカーによる回収、リサイクル開始（10 月）

- ・ コンポストに加え堆肥化容器購入費も住民負担軽減措置開始（１０月）
- ・ 落葉の資源化開始（１１月）
- 16年
 - ・ 第５期国立市ごみ問題審議会発足（３月）
 - ・ 三多摩は一つなり交流事業の実施（３月）
 - ・ 都内市町村喫煙マナーアップキャンペーン実施（４月）
 - ・ 多摩環境フェスティバルに参加（５月）
 - ・ （仮称）国立市の良好な地域環境の確保に関する条例策定検討委員会実施
 - ・ 廃食油の資源化開始（７月）
 - ・ 二輪車リサイクルシステム開始（１０月）
- 17年
 - ・ 「自動車リサイクル法」施行（１月）
 - ・ オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン実施（８月）
- 18年
 - ・ 第５期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（３月）
 - ・ 東京たま広域資源循環組合エコセメント事業開始（７月）
 - ・ 「国立市循環型社会形成推進基本計画」策定（７月）
- 19年
 - ・ 第６期国立市ごみ問題審議会発足（２月）

「国立市循環型社会形成推進基本計画第９章『計画の評価』に基づく実施状況の評価について」を諮問

 - ・ 国立市ごみ減量協力店制度開始（３月）
 - ・ 中央線沿線８市統一喫煙マナーアップキャンペーン実施（年３回）
- 20年
 - ・ 第６期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（２月）
 - ・ 環境センターにプラスチック圧縮梱包減容器を設置（３月）
 - ・ プラスチック製容器包装の資源化開始（７月）
 - ・ プラスチック製容器包装、製品プラスチック類の分別収集開始（７月）
- 21年
 - ・ 第６期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（２月）
 - ・ 環境センター内に不燃ごみのストックヤード新設（３月）
 - ・ 第７期国立市ごみ問題審議会発足（４月）

「国立市循環型社会形成推進基本計画第９章『計画の評価』に基づく実施状況の評価についてと、国立市循環型社会形成推進基本計画第５章１．発生抑制⑧『家庭ごみの有料化』の制度とそのあり方について」を諮問

 - ・ 携帯電話への「ごみ出しお知らせメール」配信スタート（１１月）
- 22年
 - ・ 第７期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（３月）
 - ・ 市民と行政の協働事業として「資源とごみの分け方・出し方」パンフレットを作成（３月）
 - ・ 清掃分室業務委託開始（４月）
 - ・ 多摩川衛生組合塩酸漏洩事故により焼却炉全面停止（６月１５日）
 - ・ 7月１日より日野市と国分寺市に搬入（８月２日稼働再開）
 - ・ 多摩川衛生組合による有害ごみ焼却試験発覚（８月２０日）
 - ・ 11月９日より12月７日までの間、東京たま広域資源循環組合（エコセメント化施設）への焼却灰搬入停止
 - ・ 資源物直接買い取り開始（12月）北市民プラザ
- 23年
 - ・ 「国立市ごみの分け方・出し方」パンフレットへの有料広告掲載開始（２月）

- ・ 資源物直接買い取り実施（２月）南市民プラザ
 - ・ 第７期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（３月）
 - ・ 東日本大震災被災者の方々（宮古市及び国立市へ避難された世帯）へリサイクル家具・自転車等を寄付（３月）
 - ・ ニツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成２２年度）
 - ・ 第８期国立市ごみ問題審議会発足（４月）
- 「国立市循環型社会形成推進基本計画第９章『計画の評価』に基づく実施状況の評価について」を諮問
- ２４年
- ・ ニツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成２３年度）
 - ・ 第８期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（４月）
 - ・ リサイクル家具・自転車の販売開始（４月）
 - ・ 布団の売却開始（６月）
- ２５年
- ・ ニツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成２４年度）
 - ・ 「小型家電リサイクル法」施行（４月）
 - ・ 第８期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（４月）
 - ・ 第９期国立市ごみ問題審議会発足（１１月）
- 「国立市循環型社会形成推進基本計画の改定について」と「家庭ごみの有料化の制度設計について」を諮問
- ・ 可燃ごみの減量推進のため古紙回収紙袋・水切りネットなどの啓発品を市内３駅で配布（月２回）
 - ・ ごみ減量啓発のため各自治会・幼稚園・サークル等へミニ出前講座を実施
- ２６年
- ・ 「ミニ・キエーロ」モニター事業開始（２月）
 - ・ ニツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成２５年度）
 - ・ 「国立市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止並びに路上喫煙等の制限に関する条例」施行（４月）
- 国立駅南口周辺を路上喫煙等禁止区域に指定
- ・ 可燃ごみの減量推進のため古紙回収紙袋・水切りネットなどの啓発品を市内３駅で配布（月２回）
 - ・ ごみ減量啓発のため各自治会・幼稚園・サークル等へミニ出前講座を実施
 - ・ 東京たま広域資源循環組合の最終処分場地域交流事業費補助金制度を利用し、ニツ塚最終処分場施設見学及びつつる温泉を市民団体が利用（４回）
- ２７年
- ・ 市民に国立市のごみの現状をお知らせするため「くにたちごみ減量ニュース」を発行（２月）
 - ・ 第９期国立市ごみ問題審議会より中間答申を受理（３月）
 - ・ ニツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成２６年度）
 - ・ 「ミニ・キエーロ」販売事業開始（５月）
 - ・ 第９期国立市ごみ問題審議会より最終答申を受理（１１月）
- ２８年
- ・ ニツ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成２７年度）
 - ・ 「第２次国立市循環型社会形成推進基本計画」策定（４月）
 - ・ 「家庭ごみ有料化の実施方針（素案）」策定（４月）
 - ・ 第１０期国立市ごみ問題審議会発足（４月）

- 「国立市循環型社会形成推進基本計画に基づく進捗状況の評価について」を諮問
- ・ 「家庭ごみ有料化の実施方針（案）」策定（８月）
- ・ 「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」を改正（９月、平成２９年１月１日施行）
- 資源物の持ち去りの禁止を規定
- ・ 「家庭ごみ有料化の実施方針」策定（１１月）
- ・ 「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」を改正（１２月、平成２９年９月１日施行）
- 家庭ごみの有料化を規定
- ２９年 ・ 資源物の持ち去りを禁止（１月）
- ・ ニッ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成２８年度）
- ・ 第１０期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（４月）
- ・ 家庭ごみ有料化開始（９月）
- ３０年 ・ 第１０期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（３月）
- ・ ニッ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成２９年度）
- ・ 第１１期国立市ごみ問題審議会発足（４月）
- 「国立市循環型社会形成推進基本計画に基づく進捗状況の評価について」を諮問
- ・ 環境フェスタくにたちの２０周年記念行事として「くにたちフードドライブ」を実施（１０月）
- ３１年 ・ 第１１期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（３月）
- ・ ニッ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（平成３０年度）

【令和】

- 元年 ・ 国立市エコショップ制度開始（１１月）
- ・ 「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」を改正（１２月、令和２年４月１日施行）
- 廃棄物等処理手数料の改定を規定
- ２年 ・ 第１１期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（３月）
- ・ ニッ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（令和元年度）
- ・ 廃棄物等処理手数料を改定（４月）
- ・ 第１２期国立市ごみ問題審議会発足（４月）
- ・ 国立駅北口周辺、谷保駅周辺、矢川駅周辺を路上喫煙等禁止区域に追加指定（７月）
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、環境フェスタくにたちは中止としたが、「くにたちフードドライブ」を実施（１２月）
- ３年 ・ 国立市災害廃棄物処理計画を策定（２月）
- ・ 第１２期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（３月）
- ・ ニッ塚廃棄物広域処分場への埋立てごみ搬入量ゼロ達成（令和２年度）
- ４年 ・ 第１２期国立市ごみ問題審議会による評価および答申を受理（３月）
- ・ 第１３期国立市ごみ問題審議会発足（４月）
- ・ HOYA株式会社アイケアカンパニーとの協定による使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収事業を開始（４月）

- ・ 生ごみ資源化モデル事業を開始（１０月）
- 5年 ・ 第１３期国立市ごみ問題審議会より答申を受理（３月）
- ・ サントリーグループとの「ボトル to ボトル」水平リサイクルに関する協定事業を開始（４月）
- ・ ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社と「使用済みプラスチック容器の回収に係る協定」を締結、シャンプーのボトル等の回収事業を開始（４月）
- ・ ごみ減量協力店制度を廃止し、国立市エコショップ制度へ移行した（１２月）
- 6年 ・ 株式会社マーケットエンタープライズと協定を締結し、リユースプラットフォーム「おいくら」を開始（６月）
- ・ フードマッチングサービス専用アプリ「Kunitachi×タベスケ」を開始（１０月）

5. 令和5年度清掃事業費

<歳入>

(単位：円)

款	項	目	節	収入済額	説明
14. 使用料及び手数料					
	2. 手数料				
		2. 衛生手数料		365,721,046	
		1. ごみ処理手数料	363,664,296	一般廃棄物許可業者等ごみ処理手数料 133,642,740 直接搬入等ごみ処理手数料 11,337,425 収納廃棄物処理手数料 218,684,131	
		2. し尿処理手数料	1,856,750	し尿雑排水等処理手数料	
		3. 認可手数料	200,000	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料 200,000	
16. 都支出金					
	2. 都補助金				
		1. 総務費都補助金		91,223,257	
		1. 市町村交付金	91,223,257	ごみ収集等事業費 323,257 多摩川衛生組合共同運営事業費 50,000,000 環境センター管理運営費 10,900,000 東京たま広域資源循環組合共同運営事業費 30,000,000	
21. 諸収入					
	4. 雑入				
		4. 雑入		70,781,301	
		2. 雑入	70,781,301	有価物売却代 45,118,114 家具・自転車等リサイクル製品売却代 559,550 一般廃棄物管理票売払収入 927,320 再商品化合理化拠出金 79,563 ごみ分別表広告料収入 180,000 生ごみ処理容器売払代金 13,310 環境センター自動販売機電気代 48,000 三多摩は一つなり交流事業補助金 158,600 多摩川衛生組合負担金過年度清算金 23,696,844	

<歳出>

(単位：円)

款	項	目	事務事業名	支出済額	説明
4. 衛生費					
	2. 清掃費			1, 229, 178, 823	
		1. 清掃総務費		115, 423, 232	
			1. 職員人件費等	97, 526, 598	
			2. ごみ減量課会計年度任用職員報酬等	17, 799, 634	
			3. 全国都市清掃会議参画等事業費	97, 000	
		2. ごみ処理費		1, 104, 912, 288	
			1. ごみ問題審議会運営費	679, 000	
			2. 清掃分室維持管理費	2, 550, 492	
			3. ごみ収集等事業費	498, 227, 932	
			4. 可燃ごみ資源化事業費	106, 912	
			5. ごみ減量・分別P R 事業費	1, 981, 715	
			6. 生ごみ減量助成事業費	141, 460	
			7. 資源回収推進奨励金交付事業費	10, 116, 000	
			8. 多摩川衛生組合共同運営事業費	261, 120, 000	多摩川衛生組合 負担金
			9. 環境センター管理運営事業費	128, 450, 965	
			10. 家具・自転車等リサイクル事業費	2, 634, 171	
			11. ごみ再生・処分事業費	38, 772, 641	
			12. 東京たま広域資源循環組合共同運営事業費	160, 131, 000	東京たま広域資源 循環組合負担金
		3. し尿処理費		8, 843, 303	
			1. し尿収集事業費	8, 370, 196	
			2. 公衆便所維持管理事業費	473, 107	

6. 清掃事業費決算額の推移

<歳入>※主な収入

(単位：円)

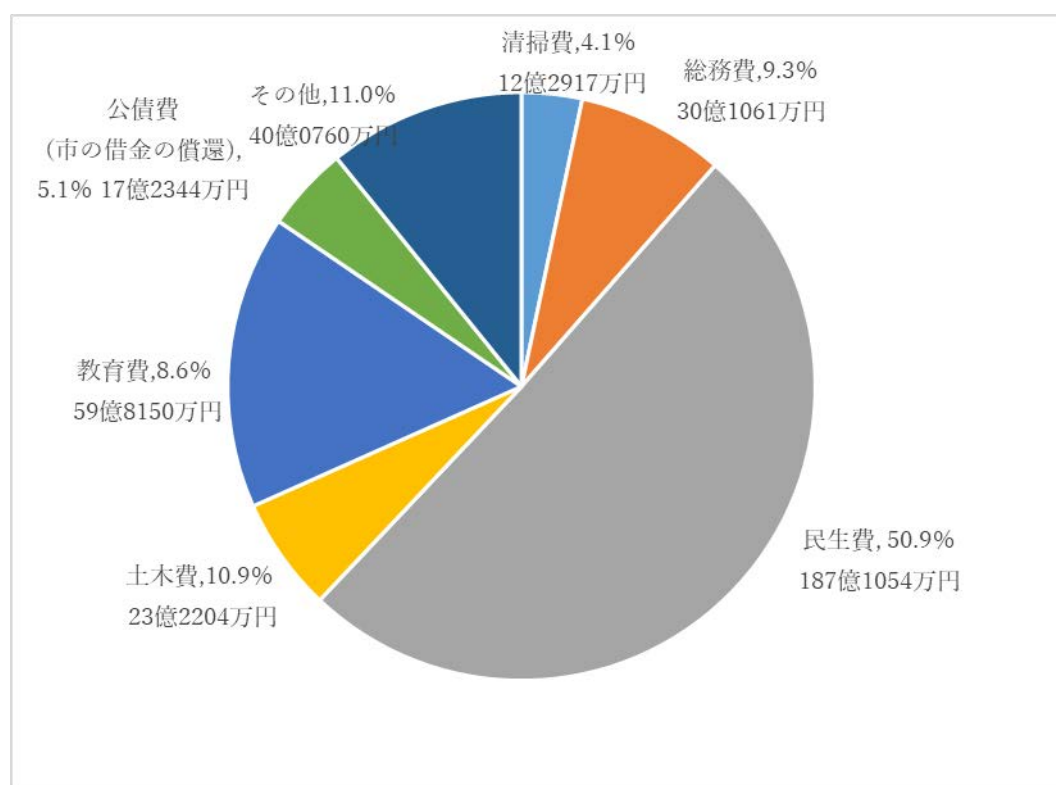
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ処理手数料	338,840,005	359,753,430	357,763,320	359,503,615	363,664,296
し尿処理手数料	1,196,970	1,538,750	1,969,750	1,857,250	1,856,750
環境センター施設整備事業費	14,000,000	—	—	10,000,000	10,900,000
多摩川衛生組合共同運営事業費	30,000,000	30,000,000	40,000,000	50,000,000	50,000,000
東京たま広域資源循環組合共同運営事業費	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
環境センター設備改修事業費	—	6,057,000	21,100,000	17,900,000	—
有価物売却代	35,221,586	25,886,373	25,729,100	49,960,797	45,118,114
家具・自転車等リサイクル製品売却代	678,300	795,200	613,700	459,300	559,550
再商品化合理化拠出金	0	219,001	0	0	0
多摩川衛生組合負担金 過年度清算金	28,070,753	15,999,790	14,084,301	18,777,775	23,696,844
多摩川衛生組合府中市 全域加入に伴う清算金	—	—	—	—	—

<歳出>

(単位：円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
清掃総務費	113,862,640	108,923,596	106,685,851	107,223,781	115,423,232
ごみ処理費	1,108,827,350	1,112,862,977	1,083,745,996	1,063,388,074	1,104,912,288
し尿処理費	11,125,274	10,808,593	10,672,940	9,618,546	8,843,303
清掃費合計	1,233,815,264	1,232,595,166	1,201,104,787	1,180,230,401	1,229,178,823

一般会計	30,305,458,350	39,072,218,267	34,208,797,802	35,246,292,101	36,984,900,709
一般会計に占める割合	4.1%	3.2%	3.5%	3.4%	3.4%
人口(4月1日現在)	75,984人	76,282人	76,423人	76,278人	76,182人
市民1人当り清掃費用	16,238	16,158	15,717	15,473	16,135



国立市の令和5年度一般会計歳出決算額 369 億 8,490 万 709 円のうち、清掃費には、12 億 2,917 万 8,823 円の支出があり、約 3.4%がごみの処理にかかる費用として使われました。また、市税(歳入決算額 159 億 318 万 745 円)の割合から見ると、約 7.7%が使われたことになります。

＜令和5年度の主な支出内容＞

＜清掃分室維持管理費＞

- ・ 光熱水費 730,249 円

＜ごみ収集等事業＞

- ・ ごみカレンダー印刷製本費 2,597,870 円
- ・ 歩道等清掃委託料 3,974,040 円
- ・ 路上喫煙指導啓発等委託料 1,990,543 円
- ・ ごみ収集委託料 322,089,558 円
- ・ 廃棄物等処理手数料収納事務委託料 21,515,838 円

・ 有料ごみ処理袋等総合管理委託料 . . .	87,180,871 円
<ごみ減量・分別P R 事業費>	
・ 環境フェスタ会場装飾委託料	1,650,000 円
<資源回収推進奨励金交付事業費>	
・ 資源回収推進奨励金	10,116,000 円
<多摩川衛生組合共同運営事業費>	
・ 多摩川衛生組合負担金	261,120,000 円
<環境センター管理運営費>	
・ 光熱水費	9,563,582 円
・ 施設運営委託料	85,354,896 円
・ 機器等保守点検委託料	1,915,100 円
・ 樹木等剪定委託料	1,046,325 円
・ 下水道投入孔維持管理委託料	1,825,780 円
<家具・自転車等リサイクル事業費>	
・ リサイクル事業委託料	2,156,625 円
<ごみ再生・処分事業費>	
・ ごみ組成分析委託料	1,537,800 円
・ ごみ処理委託料	7,092,287 円
・ 資源物等運搬委託料	29,898,000 円
<東京たま広域資源循環組合共同運営事業費>	
・ 東京たま広域資源循環組合負担金 . . .	160,131,000 円
<し尿収集事業費>	
・ し尿収集委託料	8,184,000 円

令和５年度国立市循環型社会形成推進実施計画について

１． 施行期間 令和５年 ４月 １日から
 令和６年 ３月３１日まで

２． 施行区域 市全域

３． 一般廃棄物等の発生量及び処理量の見込み

（１）令和５年度の発生量及び処理量（見込み）

種 別	発 生 量(見込み)	処 理 量(見込み)
可 燃 ご み	１１，２９９ トン	１１，２９９ トン
不 燃 ご み	６１１ トン	６１１ トン
粗 大 ご み	４８６ トン	４８６ トン
有 害 ご み	１９ トン	１９ トン
資 源 物	７，１５５ トン	７，１５５ トン
集 団 回 収 以 外	５，７８３ トン	５，７８３ トン
集 団 回 収	１，３７２ トン	１，３７２ トン
し 尿	１３６．３ k l	１３６．３ k l
せ ん 定 枝 等	１１４ トン	１１４ トン

（２）令和４年度処理量及び令和５年度発生量の見込み比較

種 別	令和４年度 処理量（見込み）	令和５年度 発生量（見込み）	増減比較
可 燃 ご み	１２，６８７ トン	１１，２９９ トン	－１，３８８ トン －１０．９％
不 燃 ご み	１，３３２ トン	６１１ トン	－７２１ トン －５４．１％
粗 大 ご み	６３７ トン	４８６ トン	－１５１ トン －２３．７％
有 害 ご み	２８ トン	１９ トン	－９ トン －３２．１％
資 源 物	５，４２２ トン	７，１５５ トン	＋１，７３３ トン ＋３２．０％
集 団 回 収 以 外	４，５４０ トン	５，７８３ トン	＋１，２４３ トン ＋２７．４％
集 団 回 収	８８２ トン	１，３７２ トン	＋４９０ トン ＋５５．６％
し 尿	１１０．３ k l	１３６．３ k l	＋２６．０ k l ＋２３．６％

せん定枝等	105 ト	118 ト	- 13 ト - 12.4 %
-------	-------	-------	--------------------

4. 一般廃棄物等の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 行政の方策

市内におけるごみの排出抑制に関し、計画の策定や各施策の実施、適切な普及啓発や情報提供、環境学習等を行うことにより市民の自発的な取組みを促進する。

- ①一般廃棄物処理基本計画・実施計画を策定する。
- ②計画の基本方針や目標を達成するための各施策を確実に実施する。
- ③一般廃棄物の安全かつ安定的な処理を行う。
- ④市民、事業者に対して、ごみの減量化・再生利用・ごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行う。
- ⑤ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場においてごみ処理施設の見学などを通じた環境学習を行う。
- ⑥廃棄物処理業者等の指導や育成を行う。
- ⑦拡大生産者責任の強化に関して要望を通じて働きかける。
- ⑧自らも事業者として循環型社会の形成に向けた取組みを行う。

(2) 市民の方策

- ①商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ等を持参し、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に心がける。
- ②商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用するように心がける。
- ③可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルに心がける。
- ④ごみの排出に当たっては、減量化や分別に努めるとともに、適正なルートでの排出を心がける。
- ⑤地域での資源集団回収への協力、販売店への返却、不用品の売却や交換に心がける。

(3) 事業者の方策

- ①環境に配慮した事業活動に努め、自ら排出するごみの発生抑制に努めるとともに、自らの責任においてごみの適正な処理を行う。
- ②製造事業者等は、拡大生産者責任を踏まえ事業活動に伴う環境負荷の低減に努める。

環境配慮設計の徹底、繰り返し使用できる製品への転換、簡易包装の推進、リサイクルの推進など

- ③小売事業者は、消費者に近い事業者として一般廃棄物の削減にかかる取組みへ

の貢献に努める。

レジ袋の削減、リユース、リサイクル製品の積極的な販売、量り売り等の推進、簡易包装の推進、店頭回収、マイバッグの奨励など

④廃棄物処理業者は、廃棄物を貴重な資源として捉え循環利用に努めるとともに、廃棄物処理やリサイクルに関する技術の高度化に努める。

(4) 一般廃棄物処理業者の方策

①一般廃棄物処理業の許可を受けている者は、法令に基づき適正に廃棄物を処理する。

②一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けている者は、収集又は運搬を依頼する者の一般廃棄物が減量及び資源化されるように工夫した分別及び収集を行う。

③一般廃棄物の収集又は運搬の許可を受けている者は、収集又は運搬を依頼する者に対し、一般廃棄物の減量及び資源化のための方策を提案する。

5. 分別して収集するものとした一般廃棄物等の種類及び分別の区分

種 類	分別の区分
燃やせるごみ	可燃ごみ
容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック
燃やさないごみ（容器包装プラスチック以外のプラスチック類を含む）	不燃ごみ
有害ごみ	有害ごみ（乾電池・体温計・蛍光管・電球・珪藻土製品）
危険物	危険物（ライター、スプレー缶・カセットボンベ、ガラス製品、陶磁器類）
可燃系資源物	新聞紙
	段ボール
	本・雑誌
	紙パック
	雑がみ
	古布
不燃系資源物	びん
	かん
	ペットボトル
	小型家電製品
せん定枝・葉・草	せん定枝等
50cm以上の大型ごみ	粗大ごみ
犬・猫などの動物死体	動物死体
し尿	し尿

6. 一般廃棄物等の循環的な利用及び適正な処分の方法

(1) 『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』、『国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例』及び『国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例施行規則』に基づき、一般廃棄物等の循環的な利用及び適正な処分を行うものとする。

(2) 市が収集する場合の収集方法については、下記のとおりとする。

分別種別	収集区域	収集回数	収集方法
可燃ごみ	市全域	毎週2回	分別ステーション収集方式
容器包装プラスチック		毎週1回	分別ステーション収集方式
不燃ごみ		2週に1回	分別ステーション収集方式
有害ごみ		2週に1回	分別ステーション収集方式
危険物		2週に1回	分別ステーション収集方式
新聞紙		4週に1回	分別ステーション収集方式
段ボール		2週に1回	分別ステーション収集方式
本・雑誌		2週に1回	分別ステーション収集方式
紙パック		4週に1回	分別ステーション収集方式
雑誌		2週に1回	分別ステーション収集方式
古布		2週に1回	分別ステーション収集方式
びん		2週に1回	分別ステーション収集方式
かん		2週に1回	分別ステーション収集方式
ペットボトル		2週に1回	分別ステーション収集方式
小型家電製品		2週に1回	分別ステーション収集方式
せん定枝等		申込みの都度	戸別収集
粗大ごみ		申込みの都度	戸別収集
臨時排出ごみ		申込みの都度	戸別収集
動物死体		申込みの都度	戸別収集
し尿		月1～2回 随時	戸別収集

※ステーション：下記①に定めるごみ集積所。

※都道：管理者が自らの責任で収集及び処分を行う。

① 市が収集する場合の収集場所は、あらかじめ市に届け出をして、市が収集に支障がない場所として認めたごみ集積所とする。

戸建住宅については原則として複数世帯で1か所とし、当該複数世帯で協議して決めたいずれかの世帯の敷地と道路の境界付近とする。なお衛生的な管理が難

しい等の集積所の状況に応じて、戸別収集について柔軟に対応する。戸別収集の場合の集積所は原則として敷地と道路の境界付近の当該敷地内とする。

一般廃棄物の1日の平均排出量が10kg未満の事業所については原則として各事業所ごとに1か所とし、各事業所の敷地と道路の境界付近とする。

集合住宅等については原則として敷地と道路の境界付近の当該敷地内とする。

- ② 市長は、ごみ集積所台帳を国立市役所ごみ減量課に備え置き、請求があった場合には、これを閲覧に供しなければならない。

7. 市が行う一般廃棄物等の循環的な利用及び適正な処分の方法に関する占有者又は事業者の義務と役割の内容

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律や国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例（以下「条例」という。）は、市にごみ処理責任を課している。それらの法令上は、一般廃棄物についての全面的な廃棄物処理・再利用責任は市にあることを定めている。しかし、占有者にあたる生活者としての市民がごみの排出者であることは間違いなく、市民は1次的責任者としての排出者責任を回避することはできない。また、事業系ごみは事業者が自らの責任で適正に処理する必要があることから有料としており、市は事業所調査・指導についても徹底していく。
- (2) 市の廃棄物行政における責任は、市民のできない部分の補完的役割としての処理および再利用を適切にすすめる責任である。行政の役割はあくまで市民や事業者の行為を援助することであって、市民と事業者が発生を抑制しなければ、課題を解決することはできない。廃棄物等の循環的な利用等に向けた関係者の行動を通して、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムから循環型社会システムに転換することが期待でき、そのことによって廃棄物の処理による公害を予防し、環境破壊を最小限に抑えることができ、健康で良好な環境を確保できる。
- (3) 住民・事業者・行政は、環境に配慮し、環境負荷を最小のものとすることに最大限の努力をし、協働して環境にできるだけ負荷をかけない廃棄物処理・リサイクルのシステムを構築し、循環型社会の形成を目指すこととする。施策の優先順位として、①発生抑制、②リユース、③リサイクル、④無害化等中間処理、⑤最終処分とする。

8. 一般廃棄物等の処理施設の整備に関する事項

施設種別	施設名	設置主体
ごみ焼却施設	クリーンセンター多摩川	多摩川衛生組合
不燃・粗大ごみ処理施設	国立市環境センター	国立市

最終処分場	東京たま広域資源循環組合 二ツ塚廃棄物広域処分場	東京たま広域資源循環組合
し尿処理施設	国立市環境センター	国立市

国立市外の一般廃棄物の処理施設に関する事項

施設種別	施設名	所在地
せん定枝チップ化施設	比留間運送（株）	東京都武蔵村山市
畳の資源化（RPF化）施設	（株）市川環境エンジニアリング	千葉県市川市
有害ごみ処理施設	野村興産（株）	北海道留辺蕊町
有害ごみ処理施設	（株）最上クリーンセンター	山形県最上町
ガラス・陶磁器くず処理施設	ガラスリソーシング（株）	千葉県銚子市
メタン発酵施設	バイオエナジー（株）	東京都大田区
飼料化施設	（株）アルフォ	東京都大田区
堆肥化施設	高根商事（株）	東京都瑞穂町
堆肥化施設	（株）アイル・クリーンテック	埼玉県寄居町
焼却施設（ガス化改質方式）	オリックス資源循環（株）	埼玉県寄居町
メタン発酵施設	（株）J バイオフードリサイクル	神奈川県横浜市
総合リサイクル施設	（株）アクト・エア	神奈川県愛川町
堆肥化施設	太誠産業（株）	神奈川県愛川町

9. その他一般廃棄物の処理等に関し必要な事項

（１）国立市ごみ問題審議会

条例第１２条の規定に基づき、国立市ごみ問題審議会を設置し、循環型社会の形成に関する基本方針並びに一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分に係る施策等について定める国立市循環型社会形成推進基本計画（一般廃棄物処理計画を含む。）について審議する。

（２）廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物等の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

（３）容器包装リサイクル法に基づく処理品目

ガラスビン（破碎ガラスビン）、ペットボトル、プラスチック製容器包装

（４）収集・受入しない品目

バイク、バッテリー、タイヤ、コピー機、ピアノ、オルガン、金庫、消火器、ボウリングの球、発電機、溶接機、エアーコンプレッサー、チェーンソー、水中ポンプ、モーター類、印刷機などの大型機械、レンガ、ブロック、石膏ボード、

コンクリート片、ガレキ、石、砂、土、廃油、薬品類、注射器、注射針、ポンベ、エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、フロン類使用製品、パソコン、その他鉄・アルミ・鋳物等でできた硬度が高く市の処理施設等の機能及び技術上の能力の限界を超え処理できない物、事業系一般廃棄物で市の処理施設で中間処理能力が限界を超えるもの等

（５）一般廃棄物等と併せて処理する産業廃棄物

条例第５１条第２項に規定する一般廃棄物等と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物は、市長が指定する有料ごみ処理袋を使用して排出され、市が収集を行う産業廃棄物とする。

（６）市民の申出制度

市民は条例第１４条第１項の規定に基づき市の施策について市長に意見を申し出ることができる。

Ⅱ ごみ収集事業

1. ごみ収集の現状

(1) ごみの出し方

<収集日>

A地区(東・中・谷保・泉・青柳・石田・矢川)

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
収集品目	可燃ごみ	(毎週) 容器包装プラスチック	(2週に1回) 本・雑誌 雑がみ 古布類	可燃ごみ	(2週に1回) びん かん
		(2週に1回) 不燃ごみ	(4週に1回) 新聞紙 段ボール		(2週に1回) ペットボトル
		(2週に1回) 小型家電 有害ごみ 危険物	(4週に1回) 段ボール 紙パック		

B地区(富士見台・西・北)

市 民 生 活 課					
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
収集品目	(毎週) 容器包装プラスチック	可燃ごみ	(2週に1回) 本・雑誌 雑がみ 古布類	(2週に1回) びん かん	可燃ごみ
	(2週に1回) 不燃ごみ		(4週に1回) 新聞紙 段ボール		
	(2週に1回) 小型家電 有害ごみ 危険物		(4週に1回) 段ボール 紙パック	(2週に1回) ペットボトル	

① 徹底した分別を行うため、収集日を指定しています。

(収集日以外のごみ出しは、収集しません。)

② 祝日も収集しています。

<ごみ出しは、当日朝8時30分までに>

① ごみの収集は、朝8時30分からとなっています。

② 前の日のごみ出しは、カラスや猫の餌となり集積所が汚されることがあります。

また、不法投棄もされやすくなります。

③ 各集積所の収集時間は、その日のごみの量や季節、天候、交通状況等により毎日変動します。

当日、朝8時30分までに出すことをお願いしています。

＜ごみを出す袋について＞

- ① 可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックはそれぞれ市指定の有料ごみ処理袋で出してください。それ以外の品目は透明または半透明のビニール袋で出してください。

可燃ごみ		
 黄色の有料袋 袋の持ち手部分にパンチ穴が空いていないものになります。	大きさ	1袋あたりの価格 販売価格(10袋1箱)
	小 袋(5リットル相当)	10円 100円
	中 袋(10リットル相当)	20円 200円
	大 袋(20リットル相当)	40円 400円
	特大袋(40リットル相当)	80円 800円
不燃ごみ		
 黄緑色の有料袋 袋の持ち手部分にパンチ穴が空いているもの(片側)になります。	大きさ	1袋あたりの価格 販売価格(10袋1箱)
	小 袋(5リットル相当)	10円 100円
	中 袋(10リットル相当)	20円 200円
	大 袋(20リットル相当)	40円 400円
	特大袋(40リットル相当)	80円 800円
容器包装プラスチック		
 水色の有料袋 袋の持ち手部分にパンチ穴が空いているもの(両側)になります。	大きさ	1袋あたりの価格 販売価格(10袋1箱)
	小 袋(5リットル相当)	5円 50円
	中 袋(10リットル相当)	10円 100円
	大 袋(20リットル相当)	20円 200円
	特大袋(40リットル相当)	40円 400円

- ② 分別の徹底は、資源化量を増やし、埋立て量を減らし、天然資源を守ることになります。
- ③ 不適切なごみ出しには、啓発のためカードを貼り収集しません。

年 月 日

国立市からのお願い

☐ 本日の収集日ではありません。収集日をごみカレンダーで確認し、出し直してください。

☐ ここは集積所ではありません。集積所は市役所への届け出が必要です。

☐ その他


国立市ごみ減量課清掃係
 ☎ 042-576-2119(直通)

年 月 日

国立市からのお願い

☐ 市指定の有料ごみ処理袋を使用してください。

家庭系ごみ処理袋 事業系ごみ処理袋

☐ 汚れた容器包装プラスチックは、可燃ごみとして出して下さい。

☐ 事業所から出る段ボールは1回10枚までです。

☐ これは 粗大ごみ 処理困難物 です。

☐ 分別方法を確認し、出し直してください。


国立市ごみ減量課清掃係
 ☎ 042-576-2119(直通)

＜事業所のごみ＞

市指定の有料ごみ処理袋か、市が許可した「許可業者」により有料で収集しています。

- ① 事業所のごみは、事業者の責任で処理することが法律などで決められています。
- ② 事業所のごみは、有料ごみ処理袋での収集か許可業者による収集かなどについて、データで管理されています。

有料ごみ処理袋の容量	単価	セット販売価格
45ℓ(可燃・不燃ごみ用の大袋)	280 円	1,400 円(5 枚セット)
22.5ℓ(可燃・不燃ごみ用の小袋)	140 円	1,400 円(10 枚セット)
45ℓ(不燃系資源物用の大袋)	90 円	450 円(5 枚セット)
22.5ℓ(不燃系資源物用の小袋)	45 円	450 円(10 枚セット)
紙 袋(可燃系資源物用)	45 円	450 円(10 枚セット)

- ◎ 詳しくは、事業系ごみのパンフレットをご参照ください。

＜市が収集しないもの＞

- ① 法律で決められたごみ以外にも、市が収集しないものがあります。
- ② 家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、各家庭等から大量に出るごみであり、資源の有効な活用を促進するため、平成13年4月1日から小売業者による引取りや、製造業者等によるリサイクルが義務化されました。
- ③ 廃パソコンは、平成15年10月から資源の有効な利用の促進に関する法律により、メーカーの回収、再資源化が開始されました。
- ④ バイクは、平成16年10月よりメーカーが自主的にリサイクルに取り組んでいます。
- ⑤ バッテリーや消火器など市が処理できないものは収集していません。
- ⑥ 収集できないものは、収集している業者をお知らせしています。
- ⑦ 不法投棄されないよう、専門の業者に安全、確実に処理してもらうことが大切です。

＜臨時に排出されるごみの出し方＞

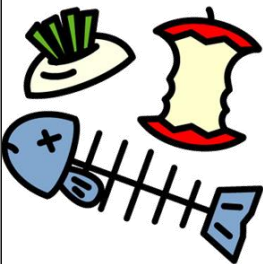
- ① 臨時に排出される場合とは、引越しにより多量のごみを出す場合などで、臨時に収集日を設定します。排出者の立ち合いが必要です。
- ② 分別されていることが条件であり、有料となります。
料金：1 kg当たり 55 円 ※ 現金でその場で徴収します。
- ③ 環境センターに直接持ち込むこともできます。
料金：1 kg当たり 45 円 ※ 環境センターで現金で徴収します。
持ち込み場所：環境センター(谷保 6-26-17、電話：042-572-2172)
※ 搬入時間は月曜から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時まで(正午～午後 1 時を除く)

(2) ごみの分け方

国上市では、一般家庭から排出されるごみを「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」等に分別して収集を行っています。

この分別排出により、中間処理でリサイクルするものの選別が可能となり、焼却や埋立てされるごみの量を減らすことができます。

<ごみの分け方・出し方>

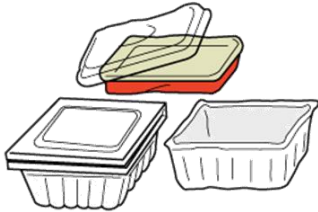
可燃ごみ（50cm未満）			
・黄色の有料ごみ処理袋に入れて出してください。			
生ごみ	食用油を染み込ませた紙	くつ・かばん類	座布団類
			
汚れた紙・カーボン紙等	ラップ（リサイクルできない為）	紙おむつ	木・枝・落葉・草
			

不燃ごみ（50cm未満）		
・黄緑色の有料ごみ処理袋に入れて出してください。 ・「小型家電製品」、「有害物・危険物」は出し方が別となります。		
金属類	製品プラスチック類	かさ 50cm以上含む※一部分が袋から出ても可、有料袋をかさに巻きつけて出しても可
		
	CD、DVD、ビデオテープ等	
		

容器包装プラスチック（50cm未満）

- ・水色の有料ごみ処理袋に入れて出してください。
- ・汚れたものは「可燃ごみ」で出してください。

パック類



カップ類



袋類



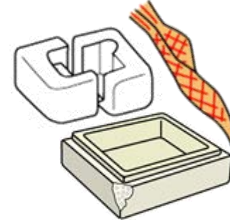
プラスチック製
キャップ・フタ・ラベル



プラスチックボトル類



その他（発泡スチロール、
果物をくるんでいるネット等）



せん定枝（針葉樹は除く）・落葉・草 市に申込制

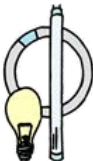
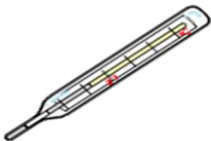
- ・回収日 毎週水曜日（前日までに申し込みを）
- ・枝の長さ50cm、一本の太さは8cm以内で束ねた直径は30cm以内で、1回に5束までです。（針葉樹は可燃ごみへ）
- ・落葉・草はそれぞれ5袋までです。

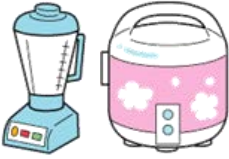
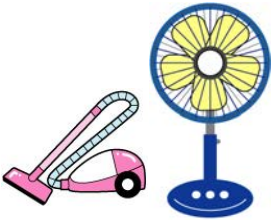
木・枝



落葉・草



有害ごみ（50cm未満）			
・それぞれ種類別に透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。 ※蛍光管は長さが1m以内のものであり、1m以上は「粗大ごみ」での収集となります。			
蛍光管・電球	電池類	体温計	
			
危険物（50cm未満）			
・それぞれ種類別に透明・半透明のビニール袋に入れて出してください。 ※割れ物、刃物は、危険のないよう紙などに包んでください ※スプレー缶・カセットボンベ、ライターは中身を使い切って出してください			
ガラス製品・陶器類	刃物	ライター	スプレー缶・カセットボンベ
			

小型家電製品（50cm未満）		
・透明・半透明の袋に入れて出してください。（なお、50cm未満でも、石油ストーブ、オイルヒーター、石油ファンヒーターは「粗大ごみ」となります。 ・充電用の電池が内蔵されたもの（電気カミソリ、電気ハブラシ等）で内蔵電池が取り出せないものは、「有害ごみ」で出してください。		
パソコン周辺機器 ※パソコン本体は、メーカー等による自主回収・リサイクルとなります。 	携帯電話・通信機器 	映像機器 ※テレビは、家電リサイクル法対象商品となります。 
キッチン家電 ※冷蔵庫、冷凍庫は、家電リサイクル法対象商品となります。 	生活家電 ※エアコン、洗濯機、乾燥機は、家電リサイクル法対象商品となります。 	その他（コード類、照明器具等） ※コード類は、50cmを超えていても小型家電製品となります。 

古衣類、雑誌・本、段ボール、紙パック、雑がみ、新聞紙

古布類
(収集頻度：2週間に1回)
※十字に縛って
出してください。



雑誌・本
(収集頻度：2週間に1回)
※束ねて十字に縛って
出してください。



段ボール
(収集頻度：2週間に1回)
※平らに開いてから、
ひもで十字に縛って
出してください。



紙パック
(収集頻度：4週間に1回)
※中を洗い、切り開き、
乾かして、十字に縛って
出してください。



雑がみ
(収集頻度：2週間に1回)
※紙袋に入れてひもで十字に
縛って出してください。



新聞紙
(収集頻度：4週間に1回)
※束ねて十字に縛って
出してください。



びん、ペットボトル、かん（スプレー缶除く）

- ・中身を空にして、水洗いしてから出してください。
 - ・びん、ペットボトル、かんはそれぞれ分けて、透明・半透明の袋に入れて出してください。
- ※カゴで出している集合住宅等につきましては、袋に入れずに種類ごとに分けてカゴに入れてください。

びん

(収集頻度：2週間に1回)

※飲食用・化粧品以外のびん、
ガラス製品は、「危険物」と
して出してください。



ペットボトル

(収集頻度：2週間に1回)

※キャップとラベルは、外して
「容器包装プラスチック」
として出してください。
また、油で汚れていたり、
におい、内容物が取り除け
ないものは、「可燃ごみ」と
して出してください。



かん

(収集頻度：2週間に1回)

※飲食以外の油の缶は、中身を
空にしてから「不燃ごみ」と
して出してください。
また、スプレー缶、カセット
ボンベは、「危険物」として
出してください。



粗大ごみ（50cm以上） 市に申込制。品目ごとに有料です。

一辺の長さが50cm以上の家具（蛍光灯は1m以上）、家電製品などの大型ごみです。ただし、50cm未満でも、石油ストーブ、オイルヒーター、石油ファンヒーターは、粗大ごみとして申し込みが必要となります。ただし、傘については50cm以上でも「不燃ごみ」として出してください。収集日は地域により異なります。なお、家の中や2階以上に上っての収集はできません。



（３）ごみの出し方の注意

ごみの中にはそのまま出すと危険なものがあります。

☆包丁、ナイフ等、鋭利な刃物はそのまま捨てないで！

不燃ごみは収集車で環境センターに集められた後、袋を破り、人の手により選別されます。鋭利な刃物については刃の部分に布や厚紙をあてるなど安全な措置をしてから危険物の日に出してください。

☆スプレー缶等は中身を空にしてから！

スプレーには可燃性のガスが使用されているものが多く、ガスが残ったまま収集車や環境センターの処理機の中に入ると、爆発をおこす危険性があります。復旧には多額の費用と時間がかかるため、市民生活に多大な影響を及ぼします。スプレー缶等は全部使いきってから危険物の日に出してください。

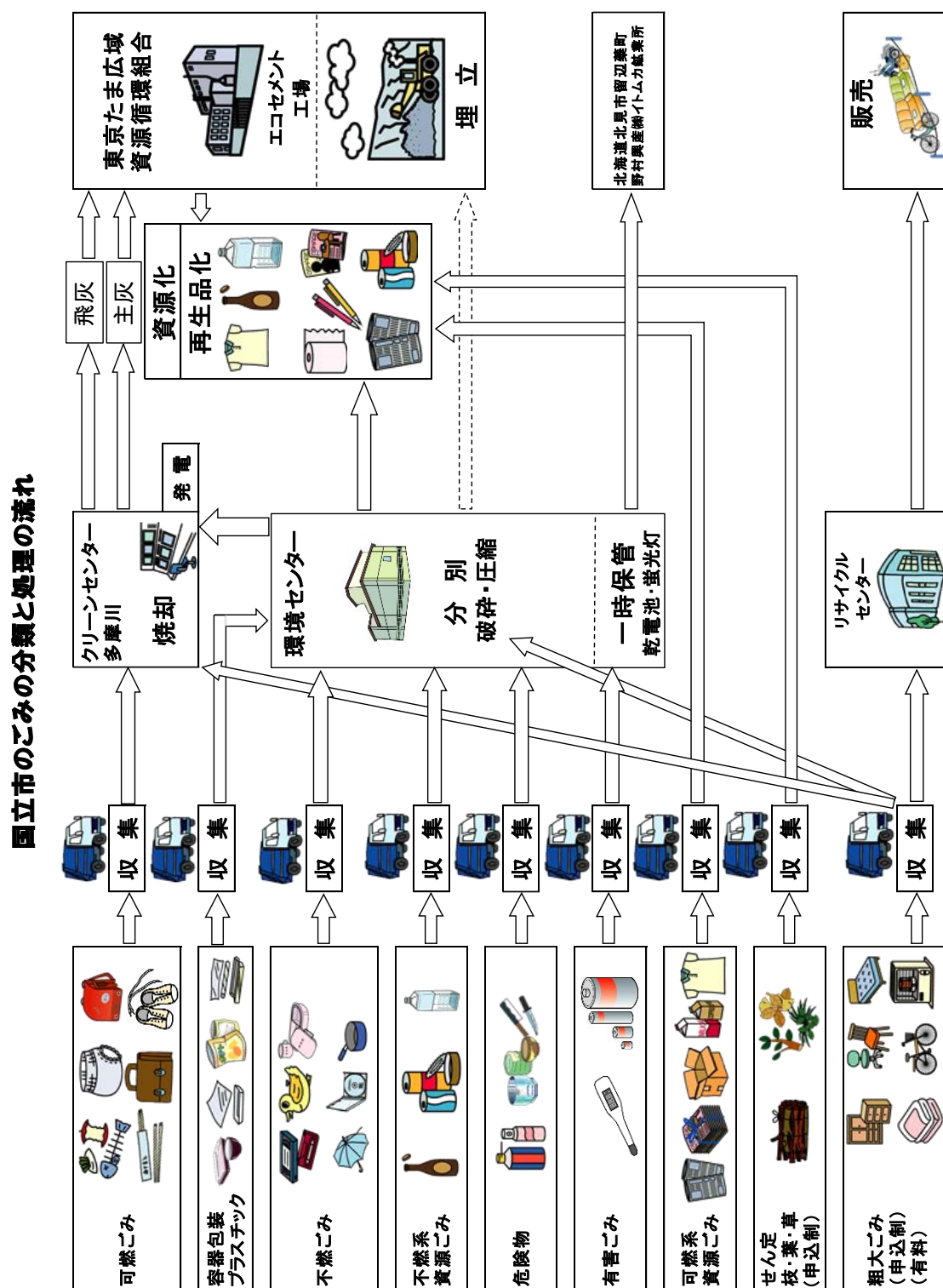
その他、危険性のはっきりしない物については、購入した業者やごみ減量課にご相談ください。

☆新型コロナウイルスなどの感染症対策について

感染者、濃厚接触者等の皆様に対して、ごみの出し方の注意喚起を市報・公式 HP・Twitter を通して、周知・徹底を行った。

ごみ収集作業員のマスク着用を義務付ける一方で、熱中症対策として、夏場は屋外で人と十分な距離（少なくとも２メートル以上）を確保できる場合は、マスクを外して収集を行うことがあることを周知した。

(4) ごみ処理の流れ



2. 令和5年度のごみ量

(1) ごみ収集世帯と人口等

	可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装 プラスチック	小型 家電製品	資源物	粗大ごみ
収集対象世帯	39,313 世帯					
収集対象人口	75,992 人					
月平均収集量	775 t	52 t	76 t	11 t	287 t	33 t
日平均収集量	45t	12 t	9 t	3 t	22 t	2 t
1 人 1 日排出量	334 g	23 g	33 g	5 g	124 g	14 g
車両稼働台数	4,578 台	710 台	1,550 台	402 台	4,439 台	1,135 台
収集稼働日数	206 日	52 日	102 日	50 日	155 日	257 日
収集率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
運営形態	委託	委託	委託	委託	委託	委託

※ 世帯数及び人口は、令和5年10月1日現在

(2) ごみ量

	可燃 ごみ	不燃 ごみ	容器包装 プラスチック	小型家 電製品	粗大 ごみ	資源 ごみ	有害 ごみ	計
収集量	9,300 t	627 t	915 t	135 t	392 t	3,449 t	27 t	14,845 t
持込量	3,246 t	0 t	0 t	0 t	208 t	0 t	0 t	3,454 t
合計	12,546 t	627 t	915 t	135 t	600 t	3,449 t	27 t	18,299 t

(3) ごみ量の年度別推移

(単位：t(1人1日当たり排出量はg))

	H21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
ごみ総量	21,327	20,975	21,104	21,276	21,408	21,332	21,630	21,187	20,674	19,557	19,654	19,484	19,045	18,726	18,299
可燃ごみ	14,422	14,202	14,359	14,502	14,370	14,471	14,653	14,385	13,970	13,348	13,402	12,931	12,777	12,651	12,546
不燃ごみ	1,679	1,677	1,728	1,715	1,802	1,725	1,732	1,620	1,554	602	694	726	703	643	627
容器包装プラスチック※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,114	1,097	1,088	1,034	1,005	915
粗大ごみ	548	601	592	644	595	577	574	646	596	596	691	727	659	643	600
小型家電製品※2	-	-	-	-	-	-	-	-	66	106	102	165	147	137	135
有害ごみ	21	24	26	26	25	25	25	24	27	28	27	33	28	27	27
資源物※3	4,657	4,471	4,399	4,389	4,616	4,534	4,646	4,512	4,461	3,763	3,642	3,815	3,697	3,620	3,449
1人1日当たり排出量※4	785.7	770.1	773.0	781.1	787.2	784.3	792.6	769.6	748.2	703.8	704.1	697.8	682.5	671.7	657.9

(資料：「多摩地域ごみ実態調査」平成21年度～令和5年度統計)

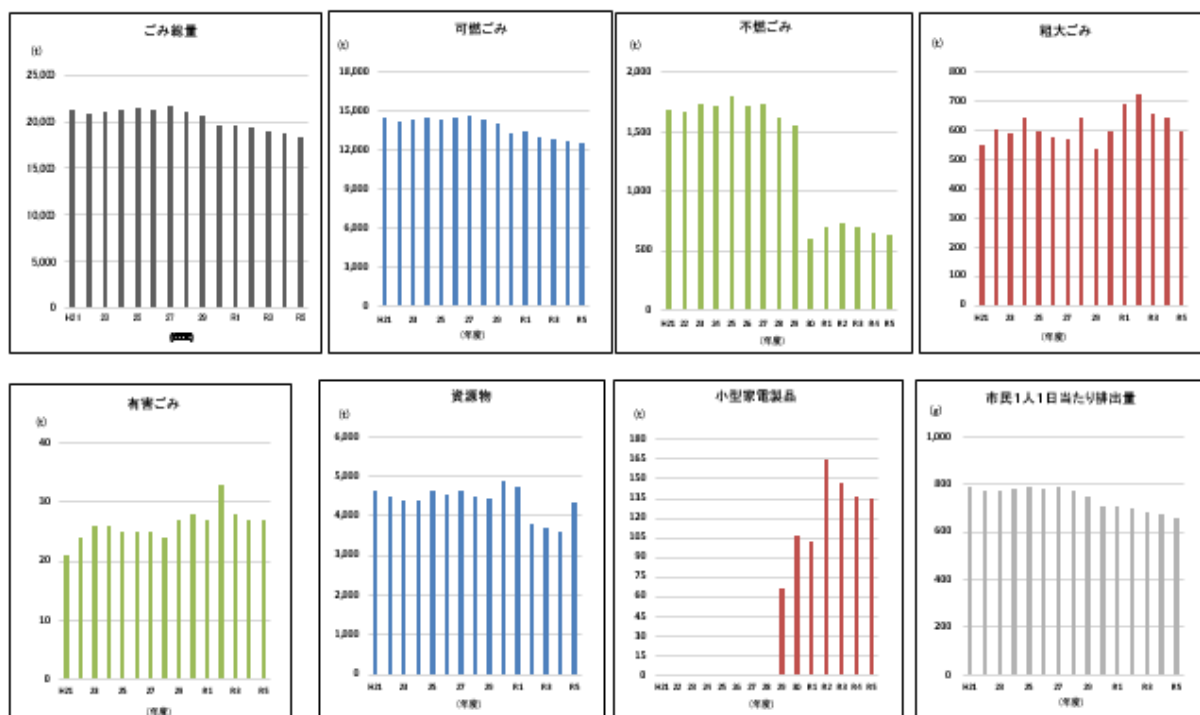
※1 平成30年度より個別に収集量を記載

※2 平成29年9月より新たな品目として収集を開始

※3 平成20年度から29年度までプラスチック製容器包装を含む

※4 各年度10月1日人口で算出

平成21年～令和5年度 ごみ量推移



令和5年度のごみ総量18,299tは、令和4年度と比較すると427t減少しています。ごみの収集・処理に関しては、埋め立てはもとより資源化においても環境負荷が生じるため、市ではごみ量のさらなる減少を目指しています。

3. 粗大ごみ収集

粗大ごみとは、1 辺の長さがおおむね 50 cm以上の家具、電化製品などの大型ごみです。

ただし、50 cm未満であっても一般収集に支障のあるもの(石油ストーブなど)は、粗大ごみとして扱っています。収集は有料です。

◎ 詳しくは、粗大ごみのパンフレットをご参照ください。

(1) 粗大ごみ年度別推移

	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
収集件数	19,308 件	19,673 件	21,018 件	23,278 件	23,284 件	22,166 件	21,291 件

(2) 粗大ごみ種別収集個数

	電気・ガス 器具類	家具類等	自転車類	厨房具類	その他	合計
収集個数	6,303 個	29,370 個	1,775 個	320 個	15,181 個	52,949 個

4. 犬猫等死体処理

<処理実績>

区分	犬	猫	その他	合計
飼主あり※	7	16	4	27
飼主不明	1	12	216	229
合計	8	28	220	256

※ 有料(4,500 円)で引き取り、府中市の慈恵院にて火葬の上埋葬します。

IV ごみ処理施設等

1. 資源化と有害物処理

(1) 国立市環境センター

国立市環境センターは、不燃物の処理・プラスチック類の減容化等を行う中間処理施設であり、粗大ごみの受け入れも行っています。

所 在 地：国立市谷保 6-26-17

敷地面積：5,157 m²

竣 工：平成元年 1 月

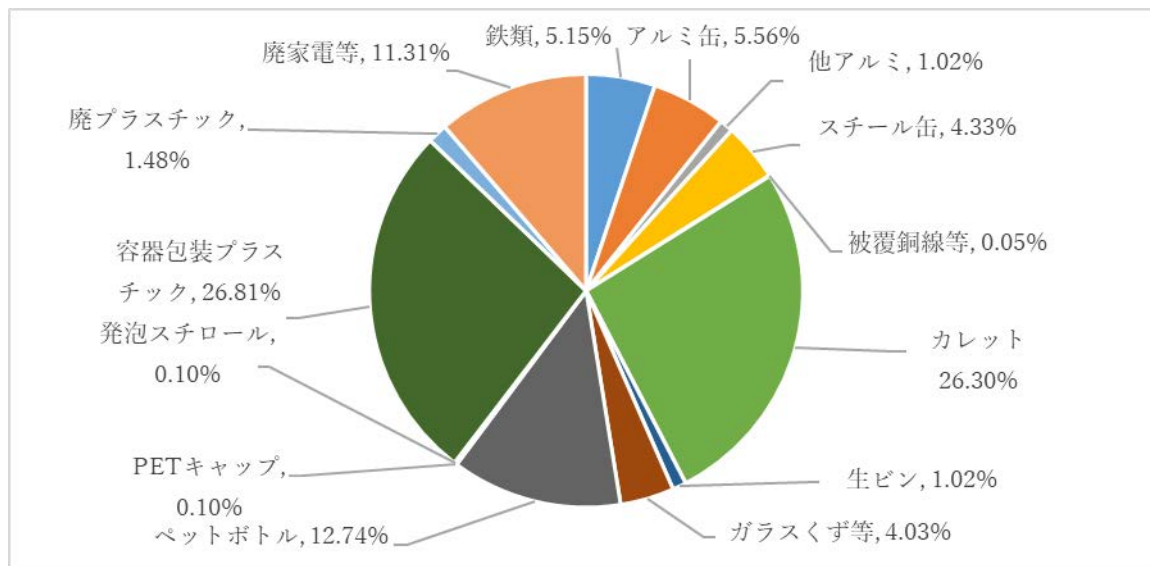
処理能力：30t/5h(5h=1 日実働時間)

<不燃物及び資源物等の処理状況>

			年間	月平均
稼働日数			256 日	21 日
搬入量			5,457 t	455 t
搬出量	焼却物		1,056 t	88 t
	埋立物		0 t	0 t
	資源化量	金属類	316 t	26 t
		カレット	516 t	43 t
		生ビン	20 t	2 t
		ガラスくず等	79 t	7 t
		ペットボトル	250 t	21 t
		PET キャップ	2 t	0.2 t
		発泡スチロール	2 t	0.2 t
		容器包装プラスチック	526 t	44 t
		廃プラスチック等	29 t	2 t
		廃家電品等	222 t	19 t
		可燃系資源物	2,412 t	201 t
		小計	4,374 t	365 t
	有害物		27 t	2 t
	未処理分		0 t	0 t
	合計		5,457 t	455 t
	日平均		21 t	-

＜不燃系資源物の資源化量および売却金額＞

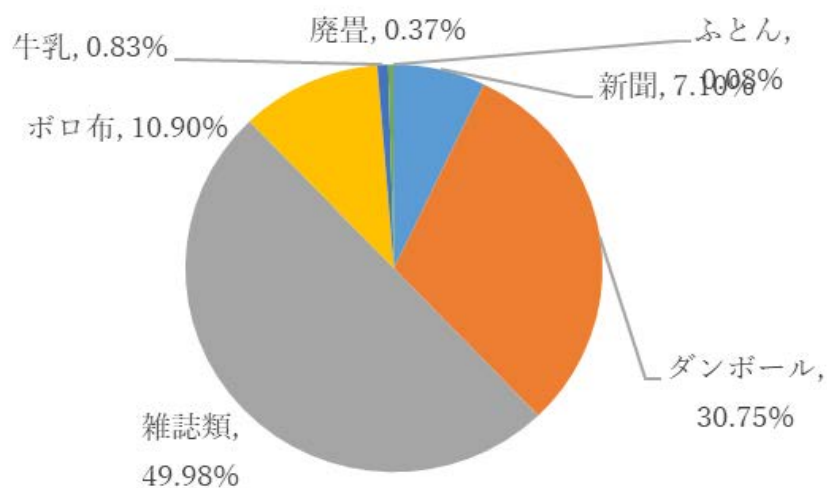
	資源化量	売却金額
鉄類	101 t	-
アルミニウム缶	109 t	16,479 千円
その他のアルミニウム	20 t	975 千円
スチール缶	85 t	1,270 千円
被覆銅線等	1 t	210 千円
ステンレス	0 t	0 千円
カレット	516 t	-
生ビン	20 t	29 千円
ガラスくず等	79 t	-
ペットボトル	250 t	-
PET キャップ	2 t	10 千円
発泡スチロール	2 t	9 千円
容器包装プラスチック	526 t	-
廃プラスチック等	29 t	34 千円
廃家電品等	222 t	222 千円
計	1,962 t	19,238 千円



※ 不燃系資源物の 26.30%を占める「カレット」(割られて処理される緑色・黒色・茶色などのビン)はリサイクル可能なものですが、繰り返し何度も使える「生ビン」(ビールビン・1升ビンなど)の利用を積極的に進めていく必要があります。

＜可燃系資源物の資源化量および売却金額＞

	資源化量	売却金額
新聞	172 t	1,172 千円
ダンボール	745 t	3,831 千円
雑誌類	1,211 t	3,594 千円
ボロ布	264 t	582 千円
牛乳パック	20 t	77 千円
廃量	9 t	-
ふとん	2 t	10 千円
計	2,423 t	9,266 千円



※ 資源構成割合は、資源化量は令和4年度の2,543tに比べて120t減少し、売上金額は21,324千円減少しました。プラスチック製容器包装類(526t)を公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、ケミカルリサイクルしました
新聞・ダンボール・牛乳パック等は、事業者責任を果たしていただくという観点から、販売店や集団回収により回収されることが望まれます。

資源化量合計：不燃系資源物 1,962 t + 可燃系資源物 2,423 t = 4,385 t

＜有害物処理＞

	数量
乾電池	22.2 t
蛍光管	4.5 t
計	26.7 t

（２）国立市リサイクルセンター

国立市リサイクルセンターは、粗大ごみとして出された家具や自転車等を清掃、修理し、再利用することでごみ処理の減量と資源の循環を進めている施設です。

リサイクル自転車については、市内の自転車商組合加盟 1 店で最終月曜日に 2 台程度販売しました。

NPO 法人くにたち富士見台人間環境キーステーション「ゆーから」では、リサイクル自転車を毎週金曜日に 2 台程度、リサイクル家具等を常時 10 点程度展示、販売しました。

また、市主催によるリサイクル家具等販売会を実施し、55 点のリサイクル家具と 16 台のリサイクル自転車を販売しました。

<国立市自転車商組合加盟店>

店舗名	所在地	電話番号
くにたち cycle	中 1-8-9	042-576-0212

<リサイクル家具等販売店>

店舗名	所在地	電話番号
ゆーから	富士見台 1-7	042-505-6089

<リサイクル家具等販売実績>

	自転車	家具等
販売数	74 台	489 点
売却金額	220,850 円	180,200 円
計	401,050 円	

(3) 資源回収推進奨励金

資源の有効利用とごみの減量を目的に、資源を回収した団体・回収業者に実績に応じて年4回奨励金を交付しています。

<奨励金交付手順>

- ① 資源回収実施団体の登録
(自治会、子ども会、スポーツ団体等で営利を目的としない団体)
- ② 団体等が市登録の資源回収業者に有価物を売却
- ③ 団体等が資源回収推進奨励金を市に申請
- ④ 資源回収推進奨励金を交付

<資源回収奨励金交付実績>

回収量	紙類	769,680 kg
	繊維類	47,865 kg
	鉄類	24,925 kg
	ビン類	382 kg (636 本)
	計	842,852 kg
団体分	申請数	63 団体
	奨励金	7,586,682 円
業者分	申請数	10 業者
	奨励金	2,529,318 円

※ ビン類は1本当たり0.6kgで計算

※ 団体分の奨励金額は紙類・繊維類・鉄類は9円/kg、ビン類は7円/本

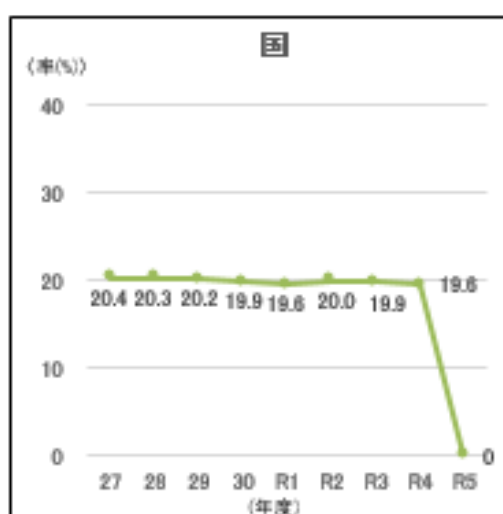
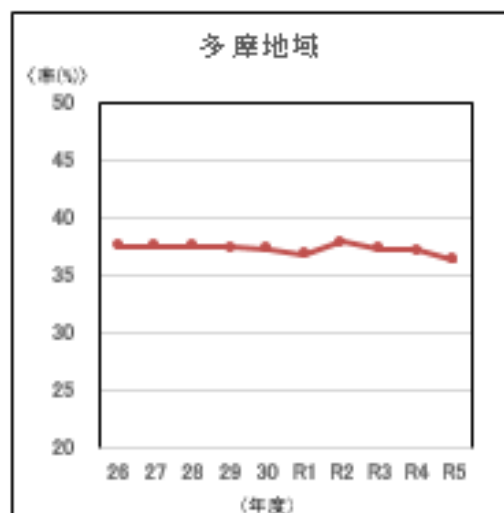
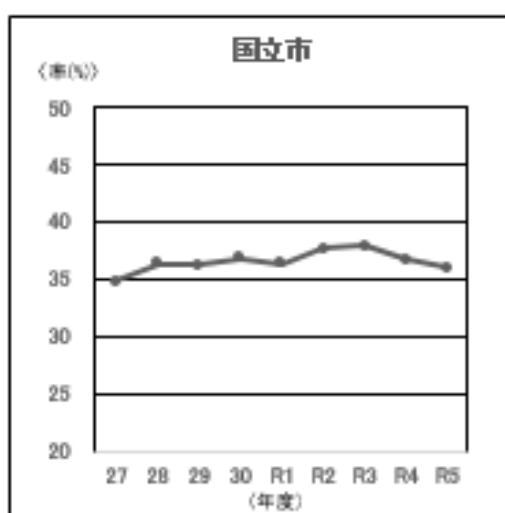
※ 業者分の奨励金額は紙類・繊維類・鉄類は3円/kg、ビン類は3円/本

(4) リサイクル率（総資源化率）の推移

＜リサイクル率(総資源化率)の推移＞

	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
国立市	34.8%	36.4%	36.3%	36.9%	36.4%	37.7%	38.0%	36.8%	36.0%
多摩地域	37.5%	37.6%	37.4%	37.3%	36.9%	37.9%	37.3%	37.2%	36.4%
国	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%	19.9%	19.6%	－

リサイクル率(総資源化率)の推移(平成27年～令和5年度)



2. 焼却・熱回収

国立市は、平成 11 年 4 月 1 日から多摩川衛生組合(稲城市、狛江市、府中市、国立市で構成)に加入して可燃ごみを搬入、平成 12 年 10 月からはプラスチック類を搬入し、焼却・熱回収を行っていましたが、平成 20 年 7 月からは資源となる容器包装プラスチック類は搬入せずリサイクルしています。

(1) 多摩川衛生組合(クリーンセンター多摩川)

所在地：稲城市大丸 1528 番地

敷地面積：22,366.58 m²

竣工：平成 10 年 3 月

処理能力：450t/日(150t/24h×3 基)

炉形式：全連続燃焼式

排ガス冷却方式：廃熱ボイラー方式

排ガス処理方式：バグフィルタシステム(減温塔+集じん機)、触媒脱硝装置、白煙防止装置

発電方式：蒸気タービン方式

余熱利用：場内給湯・冷暖房、場外施設への高温水(約 130℃)の供給

<国立市の焼却処理量等>

焼却処理量(搬入量)	13,830 t
うち鉄回収量	75 t
焼却残渣搬出量 (東京たま広域資源循環組合へ搬出)	1,513 t

<多摩川衛生組合清掃工場ダイオキシン類測定結果>

測定時期	測定量
令和 5 年 5 月	1 号炉：0.00000030 ng-TEQ/N m ³ 2 号炉：0.00000033 ng-TEQ/N m ³ 3 号炉：0.000064 ng-TEQ/N m ³
令和 4 年 10 月	1 号炉：0.00017 ng-TEQ/N m ³ 2 号炉：0.0000013 ng-TEQ/N m ³ 3 号炉：0.0000013 ng-TEQ/N m ³

※ 1ng は 1g の 10 億分の 1

<国の基準>

廃棄物焼却炉(火床面積 0.5 m²以上、または焼却能力 50 kg/時以上)

平成 14 年 12 月 1 日～	1 ng-TEQ/N m ³
-------------------	---------------------------

※ 施設の規模が時間当たり 4,000 kg 以上

3. 埋め立て

国立市では、焼却した際の焼却残渣はエコセメントとしてリサイクルしています。

また、不燃ごみでリサイクルできないもののみ細かく砕いて、日の出町の二ツ塚処分場に埋め立てていましたが、平成 21 年 3 月に建設した環境センター内の不燃物ストックヤードを活用し、徹底したごみ選別を行いリサイクルすることにより、平成 22 年度に埋め立て量ゼロを達成しています。

それ以降、埋め立て量ゼロを継続しており、令和元年度についても埋め立て量ゼロを達成しています。

(1) 東京たま広域資源循環組合（日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場）

所 在 地：西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地(処分場管理センター)

面 積：用地面積 59.1 ha

○開発面積 33.3 ha

(埋立地面積 18.4 ha・管理施設等面積 14.9 ha)

埋め立て容量：全体埋め立て容量 約 370 万 m³

○廃棄物埋め立て容量 約 250 万 m³

○覆土容量 約 120 万 m³

埋め立て開始：平成 10 年 1 月

埋め立て年数：約 16 年間(計画時)

※ 循環組合では、焼却灰の資源化・有効利用を図るため、エコセメント事業を平成 18 年度に本格稼働しました。このエコセメント事業により、二ツ塚処分場の埋め立て期間が、当初予定 16 年間のところ、30 年間以上にまで延長できると試算されています。

(東京たまエコセメント化施設)

場 所：日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内

面 積：施設用地面積 約 4.6 ha

施設規模：焼却灰等の平均処理量 約 300 t/日

エコセメント平均生産量 約 430 t/日

<搬入状況>

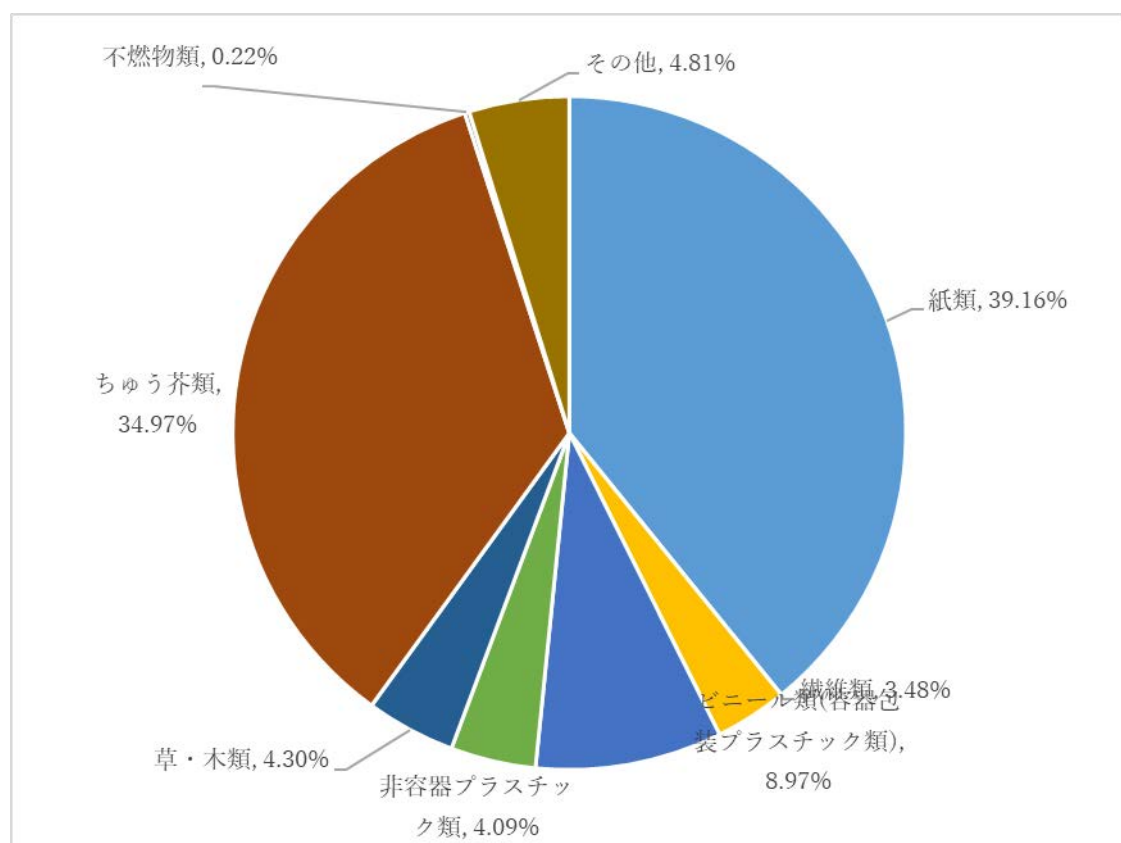
	処分量	搬入台数
焼却残渣(多摩川衛生組合から搬出)	1,513 t	150 台
不燃物(国立市環境センターから搬出)	0 t	0 台
計	1,513 t	150 台

Ⅲ ごみの組成分析

1. ごみの組成分析

(1) 可燃ごみの組成分析（平均値・湿ベース）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙類	容器包装法に基づくもの	5.86%	5.22%	4.89%	8.15%
	リサイクルできるもの	6.28%	5.19%	3.06%	5.40%
	上記以外のもの	20.42%	20.80%	24.67%	25.61%
繊維類		4.54%	4.93%	4.36%	3.48%
ビニール類(容器包装プラスチック類)		12.16%	9.41%	10.67%	8.97%
非容器プラスチック類		3.05%	3.37%	2.94%	4.09%
草・木類		3.82%	8.30%	10.79%	4.30%
ちゅう芥類		39.25%	38.50%	34.60%	34.97%
不燃物質(鉄、ビン、アルミ)		0.52%	0.40%	0.58%	0.22%
その他(合成樹脂、ゴム類、皮革類)		4.10%	3.90%	3.45%	4.81%
単位容積重量(kg/m³)		188.93	189.99	154.42	201.41

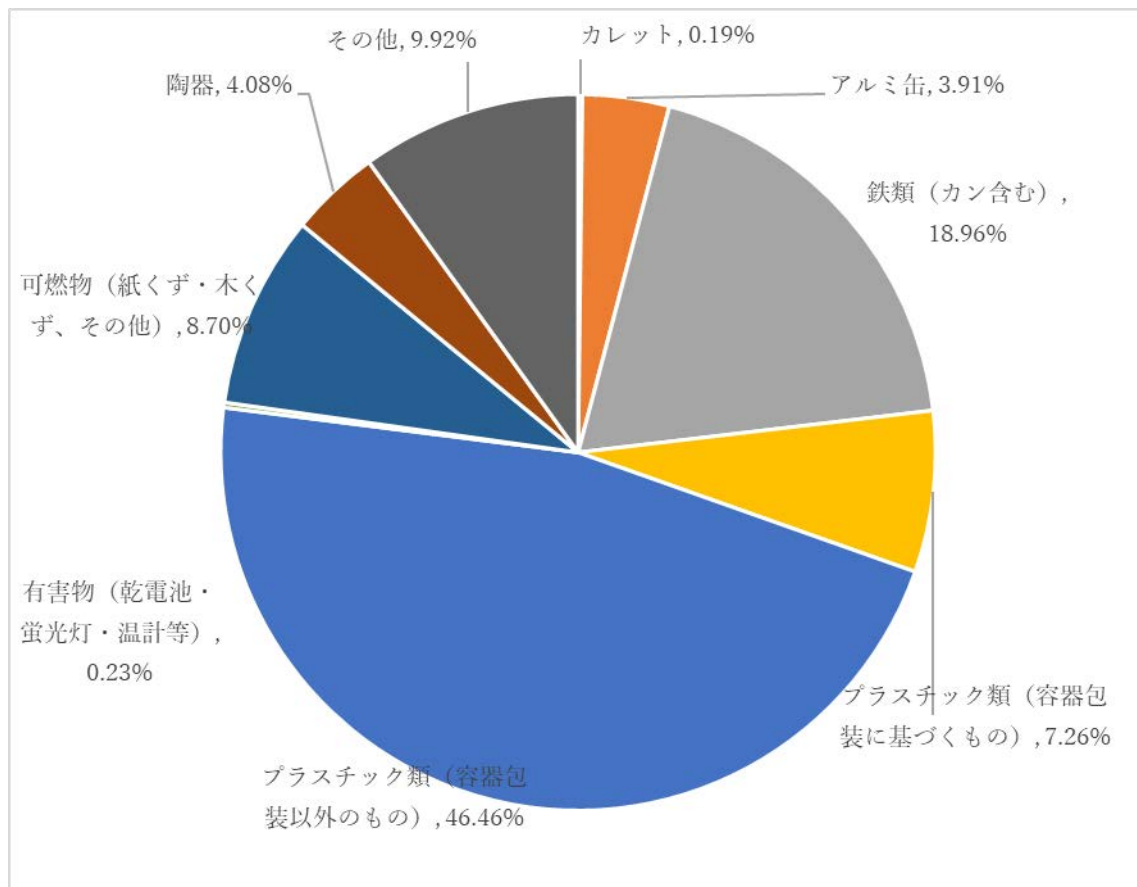


紙類、繊維類、剪定枝は分別収集した後に資源化しています。

今後も、更なる資源化のため、分別の徹底の推進が必要です。また、ちゅう芥類の減量のため、水切り等の推進が必要です。

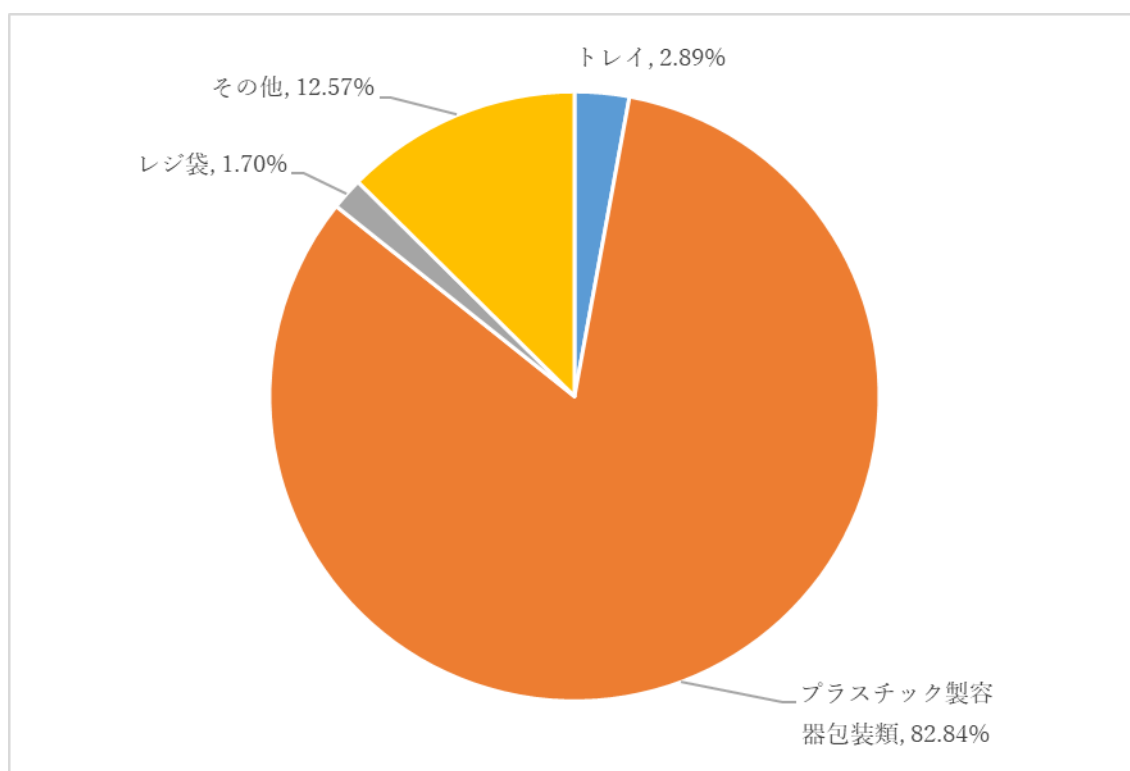
(2) 不燃ごみの組成分析 (平均値・湿ベース)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生ビン		1.53%	1.04%	0.32%	0.28%
カレット		0.15%	0.02%	0.31%	0.19%
アルミ類		4.58%	3.30%	2.35%	3.91%
鉄類(カン含む)		23.33%	16.15%	23.18%	18.96%
プラスチック類	容器包装法に基づくもの	10.78%	13.44%	5.83%	7.26%
	上記以外のもの	45.55%	46.92%	50.97%	46.46%
有害物		0.25%	0.13%	0.95%	0.23%
可燃物		4.59%	5.63%	6.83%	8.70%
陶器		2.03%	1.70%	1.69%	4.08%
その他		7.21%	6.77%	7.56%	9.93%
単位容積重量(kg/m ³)		113.27	89.21	102.17	92.09



(3) プラスチック類の組成分析（平均値・湿ベース）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
トレイ	3.43%	3.58%	2.76%	2.89%
プラスチック類	80.67%	83.70%	82.73%	82.84%
レジ袋	1.85%	2.44%	2.04%	1.70%
その他	14.05%	10.29%	11.58%	12.57%
単位容積重量(kg/m ³)	42.42	31.16	35.62	27.73



V し尿処理事業

1. し尿の収集と処理

(1) し尿の収集

公共下水道の普及に伴い、し尿の処理世帯は減少の一途をたどっています。

し尿・雑排水は、委託業者が収集しています。

浄化槽の汚泥は、許可業者が収集しています。

<し尿収集件数>

	件数	運営形態
一般家庭	178 件	委託
事業所等	事業所 26 件	委託
	仮設便所 322 件	
計	526 件	-

<浄化槽清掃実施件数>

	全バッキ型	分離バッキ型	腐敗型	計
件数	1 件	6 件	0 件	7 件

<し尿等収集量>

	収集量	運営形態
し尿	119.1 kℓ	委託
雑排水等	0 kℓ	委託
浄化槽汚泥	29.2 kℓ	許可
総収集量	148.3 kℓ	-

(2) し尿の処理

収集されたし尿は、環境センター内の下水道投入孔の受入槽に投入し、11 倍に希釈後下水道に放流しています。臭気については、下水道投入孔の脱臭装置で処理し、さらに環境センターの活性炭を通してから外部へ放出しています。

汚泥(下水道投入孔の沈殿物含む)については、廃棄物許可業者が引き取り処分しています。

※ 下水道投入孔の最大搬入量：7.2 m³/日

VI その他

1. 家庭における生ごみ処理への助成

(1) 生ごみ堆肥化容器購入費助成

生ごみ堆肥化容器の購入をした方に対して、購入金額の5分の3(上限額5千円、1回の申請で2基まで)の助成をしました。

助成基数	8 基
平成5年度からの累計実績	1,064 基

(2) ミニ・キエーロ（生ごみ処理容器）

市で開発した小型生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」の普及啓発を行いました。

<普及基数>

モニター事業(ミニ・キエーロ)		49 基
販売事業	ミニ・キエーロ	4 基
	ミニ・キエーロL	21 基
合計		74 基

2. 生ごみ堆肥化の取り組み

給食センターからの調理残渣と残飯を平成12年度から堆肥化に取り組んでいます。

従来は、排出量の半量程度を処理していましたが、平成18年度からはすべての調理残渣と残飯を回収し、生ごみ堆肥化の取り組みを行っています。なお、堆肥化は、肥料の原料として資源循環のルートを有する事業所へ委託しています。

<給食センターからの搬出量>

27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
85 t	87 t	83 t	81 t	76 t	71 t	79 t	90 t

3. カラス対策

カラスや猫などが集積所を荒らすことを防ぐため、カラス防止用ネットを無料で配布しました。

配布枚数	167 枚
平成 10 年度からの累計実績	8,923 枚

4. リサイクルインフォメーション

リサイクルインフォメーションは、国立市リサイクルインフォメーション要綱に基づき、一般家庭で不用となった生活用品の再利用を希望する市民に対し、市がこれをあつせんすることにより、不用品を有効に再利用し、ごみ減量に加え、資源の循環を促進することを目的としています。

受付件数	成立件数
3 件	1 件

5. 啓発事業

(1) 施設見学会

循環型社会形成のため環境教育等の一環として、施設見学会を行った。

見学先	環境センター	多摩川衛生組合	最終処分場（二ツ塚）	その他	合計
団体	10 団体	9 団体	3 団体	0 団体	22 団体
見学者	416 人	499 人	42 人	0 人	957 人

(2) 「第 25 回環境フェスタくにたち」について

第 25 回環境フェスタくにたちを、くにたち市民芸術小ホール、谷保第四公園及び市役所西側広場を使用し、「環境ってなんだろう」～身近な環境づくりを考える～をメインテーマとして令和 5 年 10 月 21 日(土)に実施しました。

6. 美化推進

(1) 美化推進等収集

収集台数	収集量
104 台	43.6 t

(2) 市内一斉清掃（ごみゼロ運動）

5月28日、11月26日で、市内3駅を中心とした一斉清掃を実施した。

(3) クリーン多摩川（多摩川河川敷清掃活動）

実施日	参加団体	参加人数	ごみ収集量
11月19日(日)	24団体	483人	可燃189kg、不燃45kg、テレビ等
3月17日(日)	23団体	429人	可燃139kg、不燃36kg、自転車等

(4) 国立市道路清掃協力団体

この団体は国立市の管理する道路について、市と市民が一体となってその清掃を推進し、市民の快適な生活環境を保持することを目的としています。

協力団体は現在9団体あります。

協力団体

	月2回	月1回	合 計
団 体 数	4団体	5団体	9団体

(5) 歩道等清掃(委託)

この委託は、高齢者の雇用促進を支援するため、国立市内の大学通り・矢川通り・体育館脇の通りの歩道清掃、矢川通り・体育館脇の緑地帯清掃及び国立駅、谷保駅、矢川駅周辺の清掃作業を行っています。

業務内容としましては、月1回の掃き掃除、月4回のごみ拾いを行っています。

(6) 路上喫煙指導啓発等業務(委託)

国立駅南口周辺、国立駅北口周辺、谷保駅周辺、矢川駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定していますが、喫煙マナーの向上、美化推進の観点から路上喫煙指導啓発を実施することを目的としています。

業務内容としましては、禁止区域内・外における路上喫煙者への指導及び啓発、禁止区域内における路上のごみ拾いです。

実施日は月曜日から金曜日まで毎日行っています。

7. 不法投棄対策

多発ポイントを巡回し、不法投棄の回収を行いました。

回収件数	回収量	うち家電4品目
71 件	651 kg	4 台

8. 喫煙マナーアップキャンペーン

市内3駅周辺のたばこのポイ捨て吸い殻拾い及びマナー向上について、市民団体の協力を得て行うキャンペーンを3回（4月、7月、10月）実施しました。

9. 市民参加

（1）第13期国立市ごみ問題審議会

令和4年4月1日に第13期国立市ごみ問題審議会を立ち上げ「国立市循環型社会形成推進基本計画に基づく進捗状況の評価について」と「国立市循環型社会形成推進基本計画に基づく第2期目標の見直しについて」を諮問し審議を行った。令和6年3月に「国立市循環型社会形成推進基本計画に基づく進捗状況（2022（令和4年）年度実績）の評価について」の答申を受理しました。（令和5年度は6回開催した。）

委員構成：学識経験者3名、市民公募4名、消費者団体推薦1名、事業者2名（商工会推薦1名と廃棄物関連事業者1名）の計10名

委嘱期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

報酬：国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例第4条別表第2による日額9,100円

（2）第15期廃棄物減量等推進員

国立市では、平成6年度から、ごみの「適正な処理」「減量」「リサイクル」に関して、市民と市が共通の理解のもとに行動し、快適で住みよいまちづくりを推進するために設けられたのが、廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）制度です。

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例第13条に基づき委嘱した第15期廃棄物減量等推進員からは、同条例施行規則第4条に掲げる事項について、市の施策にご協力をいただきました。

＜役割＞

- ① 一般廃棄物等の発生抑制又は循環的な利用による減量に関し、地域住民の意識の向上に関すること。
- ② 一般廃棄物等の分別及び適正な排出等に関すること。
- ③ 一般廃棄物等の資源化及び再利用の促進に関すること。
- ④ 不法投棄の防止に関すること。
- ⑤ 一般廃棄物等の発生抑制又は循環的な利用による減量及び適正な処理に関すること。

委員構成：各自治会他団体の代表 41 名、市民公募 3 名の計 44 名

委嘱期間：令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

報 酬：無報酬

（３）ごみ減量協力店制度

循環型社会形成推進基本計画に基づき、平成 19 年 3 月よりごみ減量協力店制度を実施しています。

ごみの減量や資源化に、積極的に取り組んでいる小売店舗等を、「ごみ減量協力店」として認定していましたが、国立市エコショップ制度へ移行したため、ごみ減量協力店制度は廃止しました。

（４）エコショップ制度

令和元年 10 月より、ごみの減量や資源化、店頭回収に積極的に取り組んでいる小売店舗等を、「エコショップ」として認定しています。令和 5 年 12 月 1 日より、国立市ごみ減量協力店を廃止し、国立市エコショップ制度へ移行した。（令和 6 年 3 月末現在 41 店舗）

エコショップの取り組みを市報等により周知し、エコショップの有料ごみ処理袋等に係る廃棄物等処理手数料収納事務委託料の増額をすることで、店頭回収を促進し、EPR を推進しました。

10. 公衆便所及び市民トイレ

（１）公衆便所

国立駅南口駐車場の公衆便所について、令和 4 年 8 月 31 日をもって、閉鎖いたしました。
代替施設は設置場所を検討しております。

（２）市民トイレ

民間施設や公共施設において、広く市民の方が使えるトイレを「市民トイレ」として設置しています。（令和 6 年 3 月末現在 10 か所）

エコショップ認定店一覧(41店舗)

令和6年3月31日現在

	店舗名	住所	電話番号
1	ファミリーマート 国立北店	北3-29-8	540-6012
2	オリンピック 国立店	北3-39-1	523-5691
3	セブン-イレブン 国立北3丁目店	北3-42-1	576-0711
4	近江屋酒店	東2-6-2	572-7716
5	セブン-イレブン 国立東店	東1-15-34	573-1137
6	北島金物店	東1-16-18	573-1211
7	ローソン・スリーエフ 国立東3丁目店	東3-7-17	573-5251
8	セブン-イレブン 国立東3丁目店	東3-8-21	577-2464
9	ファミリーマート 海田東4丁目店	東4-5-31	580-0081
10	くにたち中薬局	中1-9-12	572-3166
11	西友 国立店	中1-9-30	576-2401
12	お茶の時田園 国立駅前店	中1-9-57	577-1188
13	紀ノ国屋 国立店	中1-16-1	575-1111
14	セブン-イレブン 国立中店	中1-19-6	575-0325
15	柳沢青果店	中2-21-7	572-3915
16	さえき 国立店	西1-11-6	573-8885
17	ミニコープ 国立西店(コープみらい)	西2-11-39	576-1116
18	マルタ金物店	西2-12-13	572-2312
19	関孫酒店	谷保4260	573-0130
20	くにたち文具店	谷保6619-1	575-7129
21	スーパーバリュー 国立店	泉3-29-11	843-0751
22	ファミリーマート 海田大学通り店	富士見台1-1-11	580-2138
23	山檀時計店	富士見台1-7	576-5511
24	石電	富士見台1-7	572-7939
25	フジヤ文具店	富士見台1-7	572-7912
26	とれたの	富士見台1-7	573-3444
27	パナディ	富士見台1-7	576-3320
28	三共薬品	富士見台1-8-1	572-7835
29	お茶の時田園 本店	富士見台1-8-2	575-1188
30	ルビーカメラ	富士見台1-8-31	572-4048
31	石沢靴店	富士見台1-8-40	572-9481
32	タカハシ写真	富士見台1-11-12	573-2284
33	ダイエー 国立店	富士見台1-12-4	577-1241
34	ファミリーマート 谷保駅東店	富士見台1-20-6	580-1391
35	ミニストップ 国立さくら通り店	富士見台2-3-6	573-5015
36	カルマックス タジマ	富士見台2-9-1	575-1568
37	セブン-イレブン 国立富士見台2丁目店	富士見台2-17-7	577-6271
38	さえき 富士見台店	富士見台2-45-1	576-3333
39	さえき 国立さくら通り店	富士見台4-3-2	574-7888
40	ファミリーマート 矢川駅前店	富士見台4-11-32	580-4056
41	ナック三田店	富士見台4-12-9	576-0044

市民トイレ一覧(10ヶ所)

令和6年3月31日現在

	店舗名等	所在地
1	ポポロショッピングセンター	東1-16-17 国立中央ビル
2	紀ノ国屋 国立店	中1-16-1
3	ふぁみりーさぼーと	西2-12-14
4	とれたの	富士見台1-7 1-1-103
5	cafeここたの	富士見台1-7 1-1-104
6	ややこし家	富士見台1-10-1 セクション2
7	たまりば 宙(そら)	富士見台1-17-17 信和ビル1A
8	東京都多摩障害者スポーツセンター・ 東京都心身障害者福祉センター	富士見台2-1-1
9	西友 青柳店	青柳3-8-3
10	西友 国立店	中1-9-30

国立市のごみ収集

令和6年3月発行

発 行：国立市生活環境部ごみ減量課

国立市富士見台2-47-1

電話042（576）2119（直通）